

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱

北海道石狩振興局長

第1 趣旨

地域づくり総合交付金制度要綱（平成25年4月19日付け石地政第558号北海道石狩振興局長（以下「局長」という。）決定。以下「制度要綱」という。）に基づき、地域づくり総合交付金における地域づくり推進事業の交付に関し、必要な事項を定める。

第2 交付対象者

交付対象者は、制度要綱第2の規定によるほか、次のとおりとする。

1 一般事業

制度要綱第2の表の1の(1)ただし書に規定するソフト系事業の交付対象者は、次により取り扱うものとする。

- (1) 市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合において、制度要綱第6の1の表の適用は市町村として取り扱うことができる。
- (2) 市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、制度要綱第6の1の表の適用は、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。
- (3) 局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。
- (4) 前3号のほか、個別事業における交付対象者の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

制度要綱第2の表の1の(2)の規定によるほか、個別事業における交付対象者の特例については、別紙2に定めるところによる。

3 デジタルチャレンジ推進事業

制度要綱第2の表の1の(6)の規定している民間事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 北海道内に事務所（本社・支社・営業所等）を有していること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
なお、個人事業主の場合は暴力団員（暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

第3 交付対象事業

1 一般事業

制度要綱第3に規定する交付金の交付対象となる事業は、別紙1のとおりとする。

なお、交付対象事業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) ハード系事業

ア 交付対象事業の1件の取扱いについては、次による。

- (ア) 建築物等のように個別の施設として明確なものについては、それぞれ1件とする。
- (イ) その性格上、数種類の施設を一括して整備する必要のある事業（例えば、海水浴場施設として、監視塔、駐車場、脱衣場、便所等の施設を一括して整備する場合）については、それらをまとめて1件とする。
- (ウ) 市町村の総合計画等に基づき、一体的に整備する複数の施設整備事業は、それらをまとめて1件とみなすことができる。

なお、一体的とは、計画に基づき、計画的・一体的に実施されるとともに、予算上も一体的に取り扱われているものをいう。

イ 付帯設備については、博物館の展示工事、図書館の書架、体育館の固定式運動器具等本体工事とともに施工する、その施設の利用目的に沿うものは交付対象とすることができる。

ウ 改修事業については、既存施設の増築や改築において、新しい機能を附加し、あるい

は、構造を大きく変えるものは対象とする。ただし、単なる床、壁等の張替え、施設内の照明施設の取替え等、維持補修程度の事業は対象としない。

なお、改修事業に伴う設備整備事業(施設本体に直接設置(固定)されるものに限る。)についても対象とすることができる。

エ 次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
(ア) 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	a 国庫補助等対象部分と対象外部分を明確に区分できる事業(当該対象外部分を交付対象とする。) b 文化財保存整備事業(「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」の別表で規定する文化財保存整備に係る各補助要項で定める国庫補助を受けて行う事業)
(イ) 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第46条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	a 診療所整備事業 b 診療所医療機器整備事業 c 医師用住宅整備事業 d 過疎対策等のために行う施設整備事業(スキーリフト、宿泊研修施設等)のうち、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設の整備事業 e 新エネルギー等開発利用施設整備事業のうち、経営に伴う収入をもって設置に要する経費を賄うことが極めて困難であると認められる事業 f 産業活性化支援施設整備事業
(ウ) 維持補修事業	a 施設整備を完了した翌年から起算して10年以上が経過しており、地域住民が幅広く利用する施設で、当該実施要綱別記第1号様式中の「施設の長寿命化に資する維持管理計画」に沿って、予防的に実施される事業(施設本体に直接設置(固定)される設備整備事業を含む。) b 移住促進施設整備事業における既存施設の補修事業 c 医師用住宅整備事業における既存施設の補修事業 d 地域防災力強化事業(避難施設整備事業)における新たな避難所機能を付与する事業
(エ) 他の団体等に補助する事業	市町村が補助する次に掲げる事業 a 文化財保存整備事業 b 移住促進施設整備事業 c テレビ難視聴解消施設整備事業 d 複数の市町村が共同で設置する施設整備事業に係る構成市町村の負担金事業 e 農業振興施設等整備事業 f 漁業振興設備等整備事業 g 産業活性化支援施設整備事業
(オ) 公共用地先行取得事業	—
(カ) 庁舎等の公用施設や交付金の趣旨に合致しない普通財産の整備事業	地域防災力強化事業(避難施設整備事業)における新たな避難所機能を付与する事業
(キ) その他局長が不適当と認める事業	—

オ その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙1に定めるところによる。

(2) ソフト系事業

ア 対象事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) イベント開催事業

(イ) 広報普及事業

(ウ) 人材育成事業

(エ) 調査研究事業

(オ) 計画策定事業（事業主体が市町村の場合は、複数の市町村が共同で実施する事業に限る。）

(カ) 局長が特に必要と認める事業

イ 次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
(ア) 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	—
(イ) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	—
(ウ) 専ら団体構成員のみを対象とする事業	公益性が高いと認められる事業（視察、研修・大会の開催、サークル活動などを除く。）
(エ) 事業主体の経費負担のない事業	参加負担金や入場料等の収入については、事業主体の経費負担（自己財源）とみなすことができ、これに該当する事業
(オ) 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業	—
(カ) 他の団体等に補助する事業	a 市町村が補助する道央広域連携地域政策展開方針（以下「展開方針」という。）における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する公共的な事業 b 地域防災力強化事業（自主防災組織創設・活性化事業に限る。）
(キ) 営利を目的とする事業	—
(ク) 施設の維持管理を目的とする事業	—
(ケ) 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業	—
(コ) その他局長が不適当と認める事業	—

ウ その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

市町村における地域の実情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者・障がい者（児）の社会参加や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援及び介護保険制度下における介護サービス基盤の整備に関する福祉施策の推進を奨励することを目的として取り組まれる別紙2に定める事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付の対象外とする。

3 地域産業基盤整備事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な地域産業基盤整備事業のうち、次の事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は、原則として

交付の対象外とし、事業の詳細については別紙3に定める。

(1) 小規模土地改良事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な整備を機動的に行い、農用地や農業用施設の高度利用や集落環境の保全を図り、豊かで特色ある農村づくりを推進することを目的として実施する事業

(2) 小規模林道整備事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な林道（経営林道）や支派線路網（生産林道）の整備、生活環境や保健休養施設の整備、林道周辺環境の整備を行うことで、林業の振興と山村地域の活性化を図ることを目的として実施する事業

(3) 小規模治山事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事を行うことで、国土の保全、民生の安定に資することを目的として実施する事業

(4) 船揚場整備事業

国庫補助事業等の採択基準に満たないため、漁港が整備されない沿岸小集落の生産基盤の整備を行い、漁労作業の省力化等による漁業生産の向上を図ることで、漁家経営の安定と地域の恒久的な発展を推進することを目的として実施する事業

4 エゾシカ緊急対策事業

交付対象事業は別紙4に定める事業とする。

5 集落維持・活性化促進事業

「北海道における集落対策の方向性」に基づき、市町村と住民とのパートナーシップのもと、集落で抱えている課題解決に向けた対策の重要度や優先度を考慮した上で、集落の維持・活性化を目的として取り組まれる別紙5に定める事業を交付対象とする。

6 デジタルチャレンジ推進事業

AIやIoT等のデジタル技術、それにより収集したデータ等の一層の活用により、地域課題を解決し、道内市町村に横展開することで、北海道全体の活性化と北海道Society5.0の実現を図ることを目的として実施する別紙7に定める事業を交付対象とする。

7 水資源保全推進事業

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）に規定する水源の土地における適正な土地利用の確保を図ることを目的として実施する別紙6に定める事業を交付対象とする。

第4 交付対象経費

1 一般事業

制度要綱第4に定める交付対象事業に要する経費のうち、次の表の左欄に掲げる経費については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる経費については対象とすることができる。

(1) ハード系事業

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
ア 事務費、調査費及び設計監督費	地盤調査及び設計監督の外部委託費
イ 施設撤去費	第3の1の(1)のウで対象とする改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経費
ウ 造成費（整地費を含む。）	グラウンド又は公園等の整備事業において、事業の本体的な部分となっている造成費
エ 用地取得費	—
オ 備品購入費	(7) 医療機器、テレビ難視聴解消施設の送受信機器、農業振興施設等整備事業及び漁業振興設備等整備事業で購入する備品であって、単価が20万円以上のもの (イ) 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分な機能を有するものの購入費（単価が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものに限る。）

カ その他局長が不適当と認める経費	—
-------------------	---

(2) ソフト系事業

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
ア 賃金及び職員費	ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費
イ 食糧費	—
ウ 備品購入費	a 事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合（当該事業の交付対象経費の5分の1を限度とする。） b 地域防災力強化事業（防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業及び自主防災組織創設・活性化事業に限る。）における備品購入費 c 権限移譲推進事業における備品購入費
エ 用地取得費	—
オ 工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合（既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）
カ その他局長が不適当と認める経費	—

(3) 前2号のほか、個別事業における対象経費の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

交付対象経費は、別紙2に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費については交付対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費
- (4) その他整備費として適当と認められない経費

3 地域産業基盤整備事業

交付対象経費は、別紙3に定める経費とする。

4 エゾシカ緊急対策事業

交付対象経費は、別紙4に定める経費とする。

5 集落維持・活性化促進事業

交付対象経費は、別紙5に定める経費とする。

6 デジタルチャレンジ推進事業

交付対象経費は、別紙6に定める経費とする。

7 水資源保全推進事業

交付対象経費は、別紙7に定める経費とする。

第5 交付金の限度額

1 一般事業

制度要綱第6の1の表の(1)のアに規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

(1) ハード系事業

ア 第3の1の(1)のウに定める改修事業及び第3の1の(1)のエの表の(ウ)に定める予防的に実施される事業については、下限額を250万円とする。

イ 次の事業については、別紙1に定める限度額を適用する。

(ア) 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、

- 局長が特に必要と認める事業
- (イ) 合併市町村まちづくり推進事業
 - (ウ) 移住促進施設整備事業
 - (エ) 漁業振興設備等整備事業
 - (オ) 文化財保存整備事業
 - (カ) 避難施設整備事業
 - (キ) 備蓄庫整備事業
 - (ク) 消防施設整備事業
 - (ケ) 医師用住宅整備事業

ウ 局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

(2) ソフト系事業

ア 第3の1の(2)のイの表の(カ)に定める事業のうち、同表の右欄に掲げる事業における限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

イ 次の事業については、別紙1に定める限度額を適用する。

(ア) 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、局長が特に必要と認める事業

(イ) 権限移譲推進事業

(ウ) 防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業

ウ 局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

エ 第6の1の(2)のカの規定により、交付金を加算する場合は、制度要綱第6に定める上限額に、当該加算額を加えた額を上限額とする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

(1) 制度要綱第6の1の表の(1)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。

(2) (1)の規定により算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。

3 地域産業基盤整備事業

制度要綱第6の1の表の(1)のウに規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

(1) 小規模土地改良事業

局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

(2) 小規模林道整備事業

ア 事業の区分ごとに別紙3に定める限度額とする。

イ アの規定にかかわらず、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

(3) 小規模治山事業

局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

(4) 船揚場整備事業

ア 局長が事業の遂行上、特に必要と認める場合には、上限額を1,500万円とする。

イ 局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

4 エゾシカ緊急対策事業

制度要綱第6の1の表の(1)のエに定める上限額は、別紙4に定める額とする。

5 集落維持・活性化促進事業

(1) 制度要綱第6の1の表の(1)のオに定める限度額の特例は、別紙5に定める額とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

第6 交付金額の算定

1 一般事業

(1) ハード系事業

ア 交付税措置のある地方債を利用する事業については、当該地方債を満度に充当したとみなして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて交付金額を算出するものとする。ただし、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を

控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲以内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該事業の財源としている負担金に交付税措置のある地方債を利用している事業についても同様とする。）。

イ 第3の1の(1)のエの表の(エ)に掲げる事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、事業実施主体が行う事業に要する経費をもって交付対象経費を算出し、交付金額を算定するものとし、そのうち、同表のa、b、c及びgに掲げる事業については別紙1によるものとする。

ウ 交付対象事業に対する寄附金など、特定財源として扱う寄附金等がある場合には、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。ただし、交付対象事業が地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業である場合、当該事業を実施するために法人から受けた寄附金については、交付対象経費から控除せずに交付金額を算定するものとし、当該寄附金のうち交付対象経費に充当される額が、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合は、交付対象経費から当該寄附金額のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

(2) ソフト系事業

ア 第3の1の(2)のイの表の(エ)の右欄に掲げる事業における参加負担金や入場料等の収入については、その全額を事業主体の経費負担（自己財源）として算定するものとする。

イ アに掲げる事業主体の経費負担（自己財源）のうち交付対象経費に充当される額が交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合には、交付対象経費から当該事業主体の経費負担（自己財源）のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

ウ 第3の1の(2)のイの表の(カ)に掲げる事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

エ 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

オ 市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業において、交付対象事業に用途を限定して得た寄附金等がある場合には、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。ただし、交付対象事業が地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業である場合、当該事業を実施するために法人から受けた寄附金については、交付対象経費から控除せずに交付金額を算定するものとし、当該寄附金のうち交付対象経費に充当される額が、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合は、交付対象経費から当該寄附金額のうち交付対象経費に充当される額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

カ 地域再生法第13条第1項に基づき、国が交付する地方創生推進交付金の交付を受けて事業（先駆タイプに限る）を実施する市町村、一部事務組合又は広域連合が、同年度に地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）の交付を受けて事業を実施する場合、当該地域づくり総合交付金の交付を受けて実施する事業が、地方創生推進交付金の交付を受けて実施する事業と関連させて実施することにより、特に地域創生に資すると局長が認めるものについては、1事業に限り、制度要綱第7により算定した額に加算して交付金額を算定することができる。

この場合、加算できる額は、当該地方創生交付金の交付額に10分の1を乗じて得た額と、制度要綱第7に基づき算定した額（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）に2分の1を乗じて得た額を比較して少ない方の額を上限とする。

(3) 前2号のほか、交付金額の算定における対象経費の特例については、別紙1に定めるところによる。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

交付金額の算定に当たっては、別紙2において事業区分ごとに定める交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てるものとする。

3 エゾシカ緊急対策事業

交付金額の算定は、別紙4に定めるところによるものとする。

4 集落維持・活性化促進事業

交付金額の算定は、別紙5に定めるところによるものとする。

5 水資源保全推進事業

交付金額の算定及び交付金の交付率は、別紙7に定めるところによるものとする。

第7 事業計画に添付する関係書類

制度要綱第8の1に規定する関係書類は、次のとおりとする。

1 一般事業

(1) ハード系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）

(2) ソフト系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

別紙2のとおり

3 地域産業基盤整備事業

別紙3のとおり

4 エゾシカ緊急対策事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

5 集落維持・活性化促進事業

別紙5のとおり

6 デジタルチャレンジ推進事業

別紙6のとおり

7 水資源保全推進事業

別紙7のとおり

第8 交付申請及び交付決定等

制度要綱第9の1に規定する関係書類は、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）に定める「補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等」の告示（以下「事業告示」という。）で示すものとする。

第9 交付の条件

制度要綱第10に規定する交付条件については、次のとおりとする。

1 地域づくり推進事業における交付対象経費の額及び配分の変更

(1) 交付対象事業を構成する各事業の交付対象経費の額を変更する場合

制度要綱第10の1の(1)に定める交付対象経費の額の変更については、当該交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。

(2) 交付対象事業を構成する各事業間の交付対象経費の配分を変更する場合

制度要綱第10の1の(1)に定める交付対象経費の配分変更については、各構成事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。

2 一般事業、エゾシカ緊急対策事業、集落維持・活性化促進事業及びデジタルチャレンジ推進事業に付す条件

(1) 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。

(2) 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受けず、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過した場合はこの限りではない。

イ アの本文に定める承認を受けようとするときは、別記第3号様式により局長に申請しなければならない。

ウ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、交付対象事業の完了の

年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設又は設備（以下「施設等」という。）を処分しようとするときは、処分前に別記第4号様式により局長に報告しなければならない。

エ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合においては、ケに定める財産処分納付金の全部又は一部を道に納付させることがある。ただし、次に掲げる財産処分の場合は、この限りではない。

(ア) 地方公共団体が行う財産処分

a 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）（相当の補償を得ている場合を除く。）

b 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

c 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

d 交付対象事業の完了の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等

e その他局長が、財産処分納付金の納付の必要がないと特に認める場合

(イ) 地方公共団体以外の者が行う財産処分

a 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は道所管の補助金等の対象となる事業など、局長が個別に認める事業を実施するために、転用（所有者の変更を伴わない目的外使用。以下同じ。）、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合

b 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合

c 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）

d 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

e 交付対象事業の完了の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

オ ウに定める報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、エのただし書の規定は適用しないことがある。

カ 地方公共団体以外の者が行う財産処分（財産処分納付金を納付した場合を除く）で、処分後の財産について再処分を行う場合は、耐用年数を経過していない当該財産については、第9の2の(2)に定める各規定に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、交付目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。

キ 担保に供する処分については、局長が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金の納付を行うことを条件として承認するものとする。

ク キに定める承認に際しては、申請者に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

ケ 財産処分納付金の額

(ア) 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に、交付対象経費に対する交付金額の割合を乗じて得た額（財産処分納付金額の上限額は、処分する施設等に係る交付金額とする。）。ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。）に比して著しく低価である場合には、評価額とする。

(イ) (ア)以外の場合

残存年数納付金額（処分する施設等に係る交付金額に、耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際の財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合の算定方法によるものとする。

コ 第3の1の(2)に定める交付対象事業（一般事業のソフト系事業）の実施により生じ

る50万円未満の財産処分については、アの規定にかかわらず、局長の承認があったものとして取り扱うものとする。

サ コに定める財産処分によって収入があった場合、エの本文の規定は適用しないものとする。

- (3) 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

3 福祉振興・介護保険基盤整備事業に付す条件

- (1) 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。
- (2) 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、2の(2)の規定を準用する。この場合において、2の(2)中の「効用の増加した財産」は「効用の増加した別紙2に定める財産」と読み替えるものとする。
- (3) 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
- (4) 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。

また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

4 地域産業基盤整備事業に付す条件

- (1) 小規模土地改良事業

ア 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、次の場合に限り、局長の承認を不要とする。

(ア) 工種別の事業量の30パーセントを超えない変更の場合

(イ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が3.5パーセントを超えない変更の場合

イ 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

(ア) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙3に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(イ) 交付対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を局長に報告し、その承認を受けなければならない。

ウ 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

エ 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

(ア) 交付対象事業に係る建設工事を請負により施行しようとする場合は、特に随意契約を必要とするものを除き、一般競争入札又は指名競争入札の方法によらなければならない。

(イ) 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙3に定める事業着手届を局長に提出しなければならない。

- (2) 小規模林道整備事業

ア 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。

イ 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

(ア) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙3に定める財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

- (イ) 交付金交付の年度の翌年度から起算して8年以内に、当該林道、施設の全部若しくは一部を転用若しくは用途変更しようとするとき、又は交付目的を達成することが困難と思慮するときは、あらかじめ局長の承認又は認定を受けなければならない。
- (ウ) 交付事業者は、交付対象事業により開設又は整備した林道又は施設について、交付金を交付した年度の翌年度から起算して8年経過後に、転用又は用途変更をしたときは、局長に報告するものとする。
- ウ 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
- エ 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。
 - 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙3に定める事業着手届を局長に提出しなければならない。
- (3) 小規模治山事業
 - ア 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、次の場合に限り、局長の承認を不要とする。
 - (ア) 事業費の内訳に係る交付対象経費の減額の場合
 - (イ) 事業費の内訳に係る交付対象経費の増額が、変更前の交付対象経費の額の30パーセントを超えない増額の場合
 - (ウ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が1.5パーセントを超えない変更の場合
 - (エ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める事務雑費の割合が3パーセントを超えない変更の場合
 - イ 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。
 - 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙3に定める財産については、局長の承認を受けずにこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。
 - ウ 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
 - エ 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。
 - (ア) 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙3に定める事業着手届を局長に提出しなければならない。
 - (イ) 交付対象事業により実施した工事目的物の見やすい場所に別紙3に定める標識を設置しなければならない。
- (4) 船揚場整備事業
 - ア 制度要綱第10の1の(2)に定める事業内容の変更については、施設の構造に変更をきたさない場合に限り、局長の承認を不要とする。
 - イ 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。
 - 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受けずにこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。
 - ウ 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付対象事業の完了の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
 - エ 制度要綱第10の2に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。
 - 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙3に定める事業着手届を局長に提出しなければならない。

5 水資源保全推進事業に付す条件

- 1の規定に関わらず、水資源保全推進事業については次の条件を付すものとする。
- (1) 交付対象経費の額を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業の内容を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の額に変更がなく、目標の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合に限り、局長の承認を不要とする。
- (3) 交付対象事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注

意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
なお、交付対象事業により取得した土地が森林の場合は、森林法に基づき市町村が定める市町村森林整備計画において当該地域を水資源保全ゾーンに含めるものとし、適切な管理を行うものとする。

第10 交付事業遂行状況報告

局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して、次の様式により局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該職員に調査をさせるものとする。

- (1) 一般事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、エゾシカ緊急対策事業及び集落維持・活性化促進事業
事業遂行状況報告書（別記第5号様式）
- (2) 地域産業基盤整備事業
ア 小規模土地改良事業
事業遂行状況報告書（別記第6号様式）
イ その他
事業遂行状況報告書（別記第7号様式）
- (3) デジタルチャレンジ推進事業
事業遂行状況報告書（別記第48号様式）、事業工程表（別記第50号様式）

第11 実績報告

制度要綱第13に規定する関係書類は、事業告示で示すものとする。

第12 その他の取扱い

1 各事業区分における共通事項

局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

2 一般事業

- (1) 継続事業
ア ハード系事業
事業期間が複数年度に及ぶ事業（以下「継続事業」という。）については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
イ ソフト系事業
継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。
ただし、継続して交付できる期間は3か年度とする。
ウ その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙1に定めるところによる。
- (2) 交付対象事業の採択
優先的に採択する事業及び採択の優先度が低い事業については、別紙1のとおりとし、これに基づき審査を行った上で交付対象事業の採択を行うものとする。
なお、交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。
- (3) 工事完成届
局長は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。
なお、ハード系事業のうち新エネルギー等開発利用施設整備事業に係る地熱天然ガスボーリング探査については、必要に応じ地方独立行政法人北海道立総合研究機構の立会いのもとに作成した検査調書の写しを添付して提出させるものとする。
- (4) 事業完了後の効果検証
ア 農業振興施設等整備事業、漁業振興設備等整備事業又は産業活性化支援施設整備事業のうち、いずれかの事業区分で事業採択され、各構成事業につき3,000万円以上の道交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降3年間、各年度の終了後3ヶ月以内に、事業効果報告書（別記第8号様式）を局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合

は、最終交付年度の翌年度以降3年間とする。)

イ 局長は、アで提出のあった事業効果報告書の内容について、交付事業の効果の確保を図るため必要があるときは、交付事業者又は間接補助事業者に対し調査等を実施し、助言、指導等を行うものとする。

3 福祉振興・介護保険基盤整備事業

(1) 継続事業

継続事業の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付金交付額は、第6の2により算定するものとする。

イ 交付基準額は、別紙2に定める額とする。このうち、交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。

(2) 工事完成届

局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

4 地域産業基盤整備事業

(1) 工事完成届

局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

(2) その他

各交付対象事業における個別的特例については、別紙3のとおりとする。

5 エゾシカ緊急対策事業

別紙4の2の(13)により交付対象経費の特例を認める場合には、事業の目的、内容、効果等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

6 集落維持・活性化促進事業

継続事業の取扱い等については、別紙5のとおりとする。

7 デジタルチャレンジ推進事業

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は3か年度とする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

2 第5の2の規定は、平成26年度にあっては、次のとおりとする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

制度要綱第6の1の表の(2)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、別紙2の第1の28の(1)のイの事業については、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、下限額の規定を適用しないこととし、単独で交付金を交付する。

3 別紙2の第1の28の(1)の表の交付基準額の欄は、平成26年度に別紙2の第1の28の(1)のイの事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

交付基準額	
人口規模	交付基準額
1万人未満	1,500千円
1万以上 3万人未満	1,800千円
3万以上 5万人未満	2,100千円

5 万以上 10万人未満	2,400千円
10万人以上	3,000千円

人口規模は、事業実施年度 4 月 1 日現在のものとする。

特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。

400千円

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 8 月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 6 月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 7 月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 3 月26日から施行し、平成30年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成30年12月31日までの間に限り、次のとおりとする。

- (1) 第 2 の 2 の後に次を加える。

3 北海道 1 5 0 年事業

制度要綱第 2 の表の 1 の (6) 及び 1 の (1) 及び (2) の規定によるほか、次のとおりとする。

局長が適当と認める者とは、原則として、地域において北海道 1 5 0 年事業を推進する団体であり、法人であるか否かを問わない。

- (2) 第 3 の 5 の後に次を加える。

6 北海道 1 5 0 年事業

- (1) 北海道 1 5 0 年の機会を捉えて実施する事業のうち、北海道 1 5 0 年事業実行委員会へ「北海道みらい事業」として登録されているものを交付の対象とする。

- (2) 対象事業の内容は、次のとおりとする。

- ア 北海道 1 5 0 年の P R を目的とした事業
- イ 地域の新たな価値の創出を目的とした事業
- ウ 地域の既存財産の見つめ直しや継承を目的とした事業
- エ 地域の魅力発信や交流を目的とした事業

- (3) 対象外事業及び例外的に対象がすることができる事業については、1 の (2) のイの表の規定を準用する。

- (3) 第 4 の 5 の後に次を加える。

6 北海道 1 5 0 年事業

交付対象経費は、1 の (2) の規定を準用する。

- (4) 第 5 の 5 の後に次を加える。

6 北海道 1 5 0 年事業

局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。

- (5) 第6の4の後に次を加える。

5 北海道150年事業

1の(2)のア、イ及びエの規定を準用する。

- (6) 第7の5の後に次を加える。

6 北海道150年事業

1の(2)の規定を準用する。

- (7) 第9の「**2 一般事業、エゾシカ緊急対策事業及び集落維持・活性化促進事業に付す条件**」を「**2 一般事業、エゾシカ緊急対策事業、集落維持・活性化促進事業及び北海道150年事業に付す条件**」に改める。

- (8) 第10の「(1) 一般事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、エゾシカ緊急対策事業及び集落維持・活性化促進事業」を「(1) 一般事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、エゾシカ緊急対策事業、集落維持・活性化促進事業及び北海道150年事業」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

- 2 第5の2の規定は、令和3年度にあっては、次のとおりとする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

- (1) 制度要綱第6の1の表の(1)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、別紙2の第1の25の(1)のイの事業については、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、下限額を適用しないこととし、単独で交付金を交付する。

- (2) (1)ただし書に規定する場合のほか、(1)本文の規定により算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。

- 3 別紙2の第1の25の(1)の表の交付基準額の欄は、令和3年度に別紙2の第1の25の(1)のイの事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

交付基準額	
人口規模	交付基準額
1万人未満	1,500千円
1万以上 3万人未満	1,800千円
3万以上 5万人未満	2,100千円
5万以上 10万人未満	2,400千円
10万人以上	3,000千円

人口規模は、令和3年4月1日現在のものとする。

特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。

400千円

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 第5の2の規定は、令和4年度にあっては、次のとおりとする。

2 福祉振興・介護保険基盤整備事業

- (1) 制度要綱第6の1の表の(1)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、別紙2の第1の25の(1)のイの事業については、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、下限額を適用しないこととし、単独で交付金を交付する。
 - (2) (1)ただし書に規定する場合のほか、(1)本文の規定により算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
- 3 別紙2の第1の25の(1)の表の交付基準額の欄は、令和4年度に別紙2の第1の25の(1)のイの事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

交付基準額	
人口規模	交付基準額
1万人未満	1,500千円
1万以上 3万人未満	1,800千円
3万以上 5万人未満	2,100千円
5万以上 10万人未満	2,400千円
10万人以上	3,000千円

人口規模は、令和4年4月1日現在のものとする。

特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。

400千円

ア、イ、ウのうち複数の事業を実施した場合において

も、1市町村当たりの交付基準額は、上記のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第5の2の規定は、令和5年度にあっては、次のとおりとする。
 - 2 福祉振興・介護保険基盤整備事業
 - (1) 制度要綱第6の1の表の(1)のイに定める下限額は、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。ただし、別紙2の第1の25の(1)のイの事業については、別紙2に定める事業ごとに算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、下限額を適用しないこととし、単独で交付金を交付する。
 - (2) (1)ただし書に規定する場合のほか、(1)本文の規定により算出された額の合計額が50万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
- 3 別紙2の第1の25の(1)の表の交付基準額の欄は、令和5年度に別紙2の第1の25の(1)のイの事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。

交付基準額	
人口規模	交付基準額
1万人未満	1,500千円
1万以上 3万人未満	1,800千円
3万以上 5万人未満	2,100千円
5万以上 10万人未満	2,400千円
10万人以上	3,000千円

人口規模は、令和5年4月1日現在のものとする。

特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。

400千円

ア、イ、ウのうち複数の事業を実施した場合においても、1市町村当たりの交付基準額は、上記のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙 1

第 1 一般事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第 2、第 3 の 1、第 4 の 1、第 5 の 1、第 6 の 1 関係）

区 分			対象事業	特例的扱い
1 地域 創生 推進 事業	(1) 地域 重点 プロ ジェ クト 推進 事業	ハ ー ド	局長が特に必要と認める事業	<対象事業> 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業について、対象とすることができる。ただし、実施要綱別紙 1 の第 1 における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。 <限度額> 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、局長が特に必要と認める事業については、制度要綱第 6 の 1 において規定する上限額を適用しないことができる。
		ソ フ ト	局長が特に必要と認める事業	<対象事業> 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業について、対象とすることができる。ただし、実施要綱別紙 1 の第 1 における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。 <市町村が補助することができる団体> 実施要綱第 2 の 1 の (3) の規定に関わらず、地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する公共的な事業を実施する団体等 <限度額> 展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進に資する事業のうち、局長が特に必要と認める事業については、制度要綱第 6 の 1 において規定する上限額を適用しないことができる。
	(2) 地 域 政 策 コ ラ ボ 事 業 (ハード ・ ソフト 共通)		局長が特に必要と認める事業	<交付対象者> (1) 市町村、一部事務組合及び広域連合 (2) 複数の市町村等で構成する協議会等 <対象事業> 振興局が実施する地域政策推進事業と協働して実施する事業 <限度額> 制度要綱第 6 の 1 において規定する上限額を適用しないことができる。
	(3) 市 町 村 広 域 行 政 関 する 事 業 (ソフト のみ)		市町村広域行政推進事業	—
	(4) 合 併 市 町 村 ま ち づ く り 推 進 事 業 (ハード		局長が特に必要と認める事業	附表 2 のとおり

・ソフト 共通)			
(5) 権限移譲 推進事業 (ソフト のみ)		局長が特に必要と 認める事業	<交付対象者> (1) 新たに旅券法の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等（複数の市町村が事務を共同処理して移譲を受ける場合における当該事務の主体となる市町村、広域連合、一部事務組合又は複数市町村で構成する協議会等をいう。以下同じ。） (2) 過去に旅券法の事務の移譲を受けている市町村又は広域連携に係る市町村等であって、旅券の発給申請事務手続きの電子化を実施する市町村等 (3) 新たに重点推進権限（旅券法除く）2パッケージ以上の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等。 また、過去に特定パッケージ内の一部の事務の移譲を受けている市町村又は広域連携に係る市町村等が、当該パッケージの残余の事務の移譲を受けることにより、1パッケージとなる場合については、1パッケージとして算定することとする。 <対象経費> 交付申請年度に移譲を受ける事務（交付申請年度の翌年度に移譲を受ける事務で交付申請年度に受入準備を行う必要がある場合を含む。）の受入れ及び旅券の発給申請事務手続きの電子化に当たり、交付申請年度に支出する備品、書籍等の購入、研修、普及啓発・広報、システム開発等の経費（専ら移譲事務に用いられるものに限る。）の合計額。ただし、北海道権限移譲事務交付金で措置する経費及び備品の保守点検料やリース料など移譲事務の受入れ後に発生する経費を含むものについては、交付対象経費としない。 また、備品購入費については、交付対象経費の5分の1を限度とする特例を適用しない。 <限度額> 下限額 10万円
(6) 生活 環境 整備 ・地 域づ くり 事業	ハ ー ド	ア 市街地住環境施設整備事業 イ コミュニティ施設整備事業	—
		ウ 移住促進施設整備事業	<対象事業> (1) 移住を促進するための生活体験用施設を整備する事業 (2) 移住促進施設として使用するため、他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業（初回の改修又は補修に限る。） <市町村が補助することができる団体> 局長が適当と認める者 <限度額> 上限額 1,000万円（集合住宅は、2,000万円） 下限額 250万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50万円） <算定> 市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

			エ テレビ難視聴解消施設等整備事業	<対象事業、対象経費> 山岳、丘陵その他の地形によって電波が遮断されることにより複数の民間放送が受信できない地区において、その解消を図るため、中継局又は共同受信施設を整備する事業を対象とする。ただし、次の経費を交付対象経費から除くものとする。 (1) テレビ中継局整備事業のうち、親局及びプラン局の整備に要する経費 (2) テレビ共同受信施設整備事業に係る各戸への「引込設備」に要する経費 (3) NHK放送、衛星放送に係る経費 <市町村が補助することができる団体> 放送事業者等 <算定> 事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
			オ 火葬場・葬祭場整備事業	<対象事業> 一部事務組合が実施する事業、複数市町村の共同利用が図られることが明確になっている事業及び将来の共同利用を明確にした上で、関係市町村による共同利用に関する具体的な検討が進められている事業で、地域の特殊事情により特に必要と認められる事業を対象とする。
			※ 道路（橋梁を含む。）整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業及び病院等整備事業を除く。	
		ソフト	カ 地域環境サポーター支援事業	<交付対象者> 局長が適当と認める者を対象とする。
			キ 地域情報化推進事業 ク 地域景観形成事業 ケ 地域環境保全・創造事業 コ 地域間交流・連携事業 サ 移住促進事業	—
2 産業振興事業	(1) 産業振興事業	ハード	ア 農業振興施設等整備事業	<対象事業、対象経費> 地域農業・農村の構造改革を進めていくために必要な施設・機械・器具など、次に掲げる整備事業を対象とし、当該整備等に付随する設置工事費、施設の改修費（事業の目的を達成するために必要な建物等の改修であり、単なる維持補修でないと認められる場合に限る。）及び当該整備等と一体で行う簡易な建物（プレハブ、D型ハウスなどで、簡易に移動が可能なもの。）の導入に要する経費についても対象とする。 ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済又は民間事業者等が提供する保険の加入を要件とする。 (1) 地域農業のシステム化のための事業 農作業の受委託や協業化、高齢者・農村女性・都市住民等による営農、新規就農者の確保育成、通年農業経営の確立など、地域農業のシステム化

	の取組みに必要な事業 (2) 農村における新たな産業おこしのための事業 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開など、農村における新たな産業おこしの取組みに必要な事業 (3) 地域水田農業の高度化のための事業 米産地の再編、転作作物の定着、耕畜連携や園芸作物の導入等による経営の複合化など、多様な地域水田農業の高度化に取り組む事業 <市町村が補助することができる団体> (1) 農業協同組合 (2) 営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人又は農業者（自ら業として農業を営む者又は農業に従事する者をいう。以下同じ。）等の組織する団体であって、法人格を有しないものにあつては代表者の定めのあるもの。ただし、構成員の中に生計を別にする3名以上の農業者を含み、かつ、農業者が構成員の2分の1を占め、代表者が農業者であるものに限る。）
イ 漁業振興設備等整備事業	<対象事業、対象経費> 地域水産業の体質強化を図るために必要な機械・器具など、次に掲げる設備整備事業等とし、当該設備整備等に付随する設置工事等についても対象とする。ただし、市町村が団体に補助する事業で、以下の(5)～(6)の事業を実施する場合には、市町村が事業費の一部を負担する場合に限り対象とする。 (1) 共同化・協業化促進事業 生産体制の効率化とコスト削減に向けた共同化等の事業 (2) 高齢者・女性就労環境支援事業 高齢漁業者の生きがいくくりや女性の就労環境の改善等の事業 (3) 地域関連産業連携支援事業 漁業と地域の関連産業との連携に必要な事業 (4) 漁業新技術導入事業 新たな漁業生産システムの導入に向けて必要な事業 (5) 密漁監視・害敵駆除など、資源の適正管理のための事業 (6) 新たな漁場づくりや荒廃漁場の機能回復のための事業 <限度額> 共同化・協業化促進事業、高齢者・女性就労環境支援事業、地域関連産業連携支援事業及び漁業新技術導入事業については、市町村が団体等に補助する場合に限り下限額を200万円とする。 <市町村が補助することができる団体> 次に掲げる団体（代表者、規約等の定めがあるのであつて、原則として3戸以上の受益戸数がある事業を実施するものに限る。） (1) 漁業協同組合 (2) 漁業生産組合 (3) 漁業者及び漁業従事者を主構成員とするもの (4) 漁業の振興等を目的として組織された団体
ウ 産業活性化支援	<対象事業>

		施設整備事業	食クラスター活動の推進などの産業活性化に資する各種施設（物産館、地場産品加工・研究施設、道の施策として推進を図っている間伐材利用施設等）の整備事業を対象とする。ただし、農業振興施設等整備事業及び漁業振興設備等整備事業を除く。 <市町村が補助することができる団体> 次に掲げる団体（以下「公共的団体等」という。）に対し補助し、又は出資する事業についても対象とすることができる。 (1) 公共的団体（営利を目的としない法人（農業協同組合及び医療法人を除く。）をいう。） (2) 地域の産業振興等に資する事業を実施する法人で、次のいずれかに該当するもの ア 資本金等の2分の1以上を市町村が出資する法人 イ 資本金等の4分の3以上を市町村及び公共的団体が出資する法人 <算定> 事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
	ソフト	エ 地域特産品奨励事業 オ 農林水産業の振興に関する事業 カ 商工業の振興に関する事業 キ 食関連産業振興事業	—
		ク 地域雇用対策に関する事業	<対象事業> 道が策定した「第2期北海道雇用・人材対策基本計画」に沿って実施する事業を対象とする。
		ケ 新産業創造事業	附表1のとおり
(2) 観光レクリエーション振興事業	ハード	ア 観光レクリエーション基盤施設整備事業 イ 道立自然公園施設整備事業	—
	ソフト	ウ 観光業の振興に関する事業	—
(3) 省エネルギー・新エネルギー振興事業	ハード	ア 新エネルギー等開発利用施設整備事業	<対象事業、対象経費> 次のとおり取り扱うものとする。 (1) 「新エネルギー等」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスをいう。 (2) 新エネルギー等開発利用施設整備事業の対象とする範囲は、原則として、公共用施設に導入する開発利用施設とする。 (3) 交付対象経費は、新エネルギー等の開発及び利用施設の整備のために直接必要な経費とする。 (4) 地熱及び天然ガス開発利用に関する事業は、採

				採上、開発事業（ボーリング探査）と利用施設整備事業をそれぞれ別個の事業として取り扱うものとし、利用施設整備事業については、坑井ごとの全体利用計画（継続事業の場合も含む。）をもって1件とする。
	ソフト	イ 省エネルギー・新エネルギー促進事業		<対象事業> 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第1号に定める「省エネルギー」及び同条例第2条第2号に定める「新エネルギー」の導入を促進する事業を対象とする。
	(4) 港湾利用促進事業（ハードのみ）	ア 国際化推進施設整備事業 イ 港湾観光支援施設整備事業 ウ 海洋性スポーツ振興施設整備事業		<対象事業> 臨港地区等（臨港地区、港湾区域、港湾隣接地域等）港湾管理者が管理している区域、又は臨港地区等に隣接し、港湾地区等と一体となっている区域において実施される事業で、次に掲げる施設の整備事業を対象とする。 (1) 国際化推進施設整備事業 外国語表記の案内板、物産品等の展示場の他、外国人就労者の利便性向上のための休憩所、トイレ、照明施設など、港湾や地域の国際化に効果の高い施設の整備事業 (2) 港湾観光支援施設整備事業 道路（歩道を含む。）、駐車場、公園、港湾案内板（標識を含む。）、安全対策施設、歴史的建造物の復元・保存、水質等の環境改善など、港湾や地域の観光振興に効果の高い施設の整備事業 (3) 海洋性レクリエーション振興施設整備事業 マリーナ、ボートパーク、魚釣施設、ビーチ、安全対策施設など、海洋性レクリエーションの振興に効果の高い施設の整備事業
3 教育文化スポーツ振興事業	(1) 教育文化振興事業	ハード	ア 社会教育施設整備事業 イ 文化振興施設整備事業 ウ 青少年健全育成施設整備事業	—
			エ 市町村立高等学校施設整備事業	<対象事業> 市町村立高等学校以外の高等学校がない、若しくは1校の市町村における、交付税措置のある地方債の対象とならない施設整備事業
		ハード及びソフト	オ 文化財保存整備事業	<対象事業、対象経費> 文化財の保存整備のために実施する次の事業を対象とする。 (1) 国庫補助を受けて行う事業 対象経費は、国庫補助対象経費と同様とする。 (2) 道または市町村指定文化財に係る保存整備事業 北海道文化財保護条例または市町村条例に基づき指定された文化財に係る保存整備事業 <市町村が補助することができる団体> 文化財保存整備の実施主体 <算定> (1) 国庫補助を受けて行う事業 制度要綱第7を適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に2分の1を乗じて得

			た額の範囲内とする。 (2) 市町村指定文化財に係る保存整備事業 制度要綱第7を適用せず、交付対象経費に3分の1を乗じた額の範囲内とする。 <限度額> 下限額 250万円 (ハード)
		※ 幼稚園整備事業及び義務教育施設整備事業を除く。	
	ソフト	カ 地域文化振興事業 キ 地域国際化推進事業	—
	(2) スポーツ振興事業	ハ ア 屋内スポーツ施設整備事業 ド イ 屋外スポーツ施設整備事業 ウ 総合体育館整備事業	—
	ソフト	エ スポーツ振興事業	—
4 地域防災力 強化事業	ハード	(1) 防災施設整備事業	—
		(2) 避難施設整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業）	<限度額> 新たな避難所機能を付与する事業に限り、下限額を50万円とすることができる。
		(3) 備蓄庫整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業）	<限度額> 下限額 50万円
		(4) 消防施設整備事業	<対象経費> 車庫及び器具庫（タイヤ保管庫、ホース格納庫、ホース乾燥室等を含む。）に係る経費に限り交付対象経費とする。 <限度額> 上限額 1,500万円
	※ 幼稚園整備事業、義務教育施設整備事業及び高等学校（寄宿舎を含む。）等整備事業、道路（橋梁を含む。）整備事業、病院整備事業を除く。		
	ソフト	(5) 防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業	<交付対象者> 市町村 <対象事業> 避難計画又は防災備蓄計画に基づく備蓄品又は備品の整備 <対象経費> 避難所等の機能確保に必要な次の備蓄品又は備品の購入経費とする。 (1) 食料、飲料水 (2) 医薬品等の救急用品 (3) マスク、消毒液等の感染症対策用品 (4) 毛布、寝袋、敷マット

	(5) 発電機 (6) ストープ等の暖房器具 (7) 避難所用間仕切り (8) テント、防水シート、簡易トイレ、仮設トイレ（災害対策用で多人数が使用するものに限る。） (9) 津波ハザードマップ策定又は見直しに伴い、同一年度に整備する海拔表示板の制作費及び設置にかかる工事請負費 (10) 各避難計画の策定又は見直しに伴い、同一年度に整備する避難所案内板、避難誘導標識、災害の危険を注意する表示、過去の災害の痕跡の表示等の制作費及び設置にかかる工事請負費 (11) その他避難所等の機能確保に必要な備蓄品又は備品のうち、局長が必要と認めるもの <限度額> 下限額 10万円 <継続年数> 実施要綱第12の2(1)イのただし書きは適用しない。
(6) 自主防災組織創設・活性化事業	<対象事業> 市町村の自主防災組織率向上に資する事業として、局長が適当と認める事業 <市町村が補助することができる団体> 実施要綱第2の1の(3)の規定に関わらず、規約又は会則を具備し、総会等の意志決定機関を有する団体等で、市町村に自主防災組織設立の届出を行い、市町村が適当と認めた自主防災組織とする。 <対象経費> (1) 新たに自主防災組織を設立するために要する印刷費及び会場使用料 (2) 自主防災組織の防災計画等に基づく防災訓練（消火訓練、救出・救助訓練、救命・救護訓練、避難・誘導訓練、災害図上訓練等）、研修会等の実施に係る経費 (3) 自主防災組織の防災計画等に基づく次の備蓄品又は資機材等の備品購入費 ア 食料、飲料水 イ 医薬品等の救急用品 ウ マスク、消毒液等の感染症対策用品 エ 毛布、寝袋、敷マット オ 発電機 カ ストープ等の暖房器具 キ 避難所用間仕切り ク テント、防水シート、簡易トイレ、仮設トイレ（災害対策用で多人数が使用するものに限る） ケ 消火器（詰め替えを除く）、消火器用格納箱、水バケツ、消火ホース及びノズル（水道用ホース等日用品の部類は除く）、屋外消火専用器具等の初期消火用具 コ つるはし、スコップ、ジャッキ、ロープ、ウインチ、ハンマー、はしご、担架、AED等の救出・救助・救護用具
(7) 地域防災・減災対策推進事業	—
※ 福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉避難所機能確保促進事業）を	

			除く。	
5 保健福祉推進事業	(1) 社会福祉事業	ハード	ア 高齢者福祉施設整備事業 イ 心身障害者福祉施設整備事業 ウ 婦人又は児童福祉施設整備事業	—
			※ 福祉振興・介護保険基盤整備事業で対象とする事業及び老人保健施設整備事業を除く。	
	(2) 地域医療対策事業（ハードのみ）	ソフト	エ 地域福祉推進事業	—
			ア 診療所整備事業 イ 診療所医療機器整備事業	<対象事業> 辺地無医地区又は過疎地域等における医療確保のため、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が開設する診療所に係る施設整備及び医療機械器具の整備
			ウ 医師用住宅整備事業	<対象事業> 病院又は診療所に医師を新たに招へいするなど医師確保のために必要な医師用住宅の整備事業（他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業を含む。）であって、局長が特に必要と認めるものを対象とする。ただし、「緊急臨時的医師派遣事業実施要綱」（平成20年6月19日付け医推第35号保健福祉部長通知）に基づき派遣された医師のための住宅整備事業を除く。 <交付対象者及び実施主体> 市町村（人口10万人当たりの医師数が全道平均を上回る第2次医療圏に所在し、人口10万人当たりの医師数が全道平均を上回る市町村を除く。） <限度額> 上限額 1,000万円（集合住宅は、2,000万円） 下限額 250万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50万円）

第2 採択の優先度（実施要綱第12の2関係）

1 優先的に採択する事業

(1) ハード系事業

対象事業	内容
1 地域重点政策ユニットの推進及び地域創生に向けて取り組む事業	展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進及び北海道創生総合戦略に掲げる取組の推進に資する事業
2 地域政策コラボ事業	地域策推進事業と協働して実施する事業
3 広域的に連携する事業	複数の市町村が共同で実施する事業（施設の共同設置等）
4 地域防災力強化事業	地域の防災力・減災力を強化する事業
5 大規模災害からの復興計画に	大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置

基づく事業	付けられた事業
6 緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
7 合併市町村支援事業	合併市町村まちづくり支援事業

(2) ソフト系事業

対象事業	内容
1 地域重点政策ユニットの推進及び地域創生に向けて取り組む事業	展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進及び北海道創生総合戦略の地域戦略に掲げる取組の推進に資する事業
2 地域政策コラボ事業	地域政策推進事業と協働して実施する事業
3 広域的に連携する事業	ア 複数の市町村が共同で実施する事業（振興局の区域を越えて実施する事業を含む。） イ その他広域的な波及効果がある事業
4 合併市町村支援事業	合併市町村まちづくり支援事業
5 地域政策推進事業等と連携して実施する事業	振興局が実施する地域政策推進事業や地域産業雇用創出事業と連携して実施する事業
6 多様な主体の連携を促進する事業	局長が適当と認める者が実施する事業にあっては、市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしている事業
7 地域防災力強化事業	地域の防災力・減災力を強化する事業
8 大規模災害からの復興計画に基づく事業	大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業
9 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に取り組む事業	北海道SDGs推進ビジョンに基づき実施する事業
10 緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
11 先駆性のある事業	先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れられている事業
12 優位性のある事業	地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業
13 継続性のある事業	支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業
14 適時性のある事業	現に継続している事業の記念的行事

2 採択の優先度が低い事業

(1) ハード系事業

対象事業	内容
1 交付税措置のある地方債を利	元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債

用することができる事業	を利用できる事業
2 振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業	ア 温泉保養施設整備事業 イ パークゴルフ場等整備事業
3 同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業	ア 公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業 イ 体育施設等整備事業 ウ 保育所等整備事業
4 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業	ア 地区集会施設整備事業 イ 地区公園等整備事業
5 交付事業者の直接関与が低い事業	市町村の関与（財政的支援）の度合いが低い間接事業

(2) ソフト系事業

対象事業	内容
1 先駆性の低い事業	過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）
2 事業主体の直接的関与が低い事業	事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）
3 その他	ア 参加者の大半が団体構成員で占められる事業 イ 団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業 ウ 主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業

附表 1

新産業創造事業における特例的取扱いについて

第 1 新産業創造事業の概要等

区 分	内 容
1 採択の基本的な考え方	本事業の採択に当たっては、新産業の創造を支援する組織等の意見を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意の上、採択を決定するものとする。 また、交付対象事業の円滑かつ効果的な実施のため、必要な指導・助言を行うこととする。 (1) 中小企業者等で組織する組合、団体等の場合は、内部で合意が形成されていること。 (2) 事業内容や実施方法等について十分な検討がされており、具体性があること。 (3) 自己資金の確保がされていること又は確実に見込まれること。 (4) 責任者が明確であるとともに、団体等の運営体制及び事業の執行体制が確立されていること。
2 定義	(1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。 (2) 「新規成長分野」とは、北海道新規成長分野産業振興ビジョン（平成9年1月）において定める住宅・都市インフラ関連分野、環境・リサイクル関連分野、情報・通信関連分野、産業支援関連分野、健康・福祉関連分野及び文化・レジャー関連分野の6分野をいう。 (3) 「一般事業」とは、地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造に向けた事業（以下「新規成長分野等創造事業」という。）及び生活に関連した新たなサービス業の創出に向けた事業（以下「生活産業創出事業」という。）をいう。 (4) 「特別対策事業」とは、構造改革等の影響が大きい中小企業者等の新産業創造や経営多角化を促進する事業（以下「新分野進出支援事業」という。）、離職希望者や失業者自らによる起業を促進する事業（以下「事業者育成事業」という。）及び新たな人材を受け入れることによりニュービジネスを展開し市場規模の拡大等を促進する事業（以下「労働者受入事業」という。）をいう。
3 交付対象者	局長が適当と認める者を対象とする。ただし、実施要綱第2の(3)の規定は適用せず、本表附表の第2に掲げる者を対象とすることができる。
4 交付対象事業	本表附表の第2に掲げるとおりとする。ただし、この場合にあっても実施要綱第3の1の(2)のイの表の左欄に掲げる事項に該当する事業は交付対象外とするとともに、次のいずれかに該当するものについては、原則として採択しないものとする。 (1) 機器購入、委託に係る費用の合計額が交付対象経費のおおむね8割以上を占めているもの (2) 過去に地域づくり総合交付金（旧地域政策総合補助金を含む。）又は地域新産業創造活動補助金を受けた者が実施する類似の事業 (3) フォーラム、講演会、セミナー等（以下「フォーラム等」という。）の開催事業。ただし、事業の成果を企業や道民に広く普及し、事業化に向けた協力者や支援者を確保するためにフォーラム等を開催するなど、新しい産業づくりに向けた全体計画の中で位置付けが明確であるものや道（振興局）がフォーラム等の企画・運営に特別の関与を行っているものなどは、この限りではない。
5 成果報告書の提出	交付事業者は、制度要綱第13に定める補助事業等実績報告書の提出後、1か月以内に局長に対し成果報告書を提出するものとする。

第2 交付対象事業、交付対象者

区分	交付対象事業	交付対象者
1 一般事業	(1) 新規成長分野等創造事業	札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア 中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号（以下「中団法」という。））第3条第1項に定める中小企業団体 ウ 次の公益法人 （ア）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。）第4条の規定による公益認定を受けた公益法人（以下「公益法人法第4条の公益法人」という。） （イ）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第40条第1項及び第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて、同法第106条第1項に規定する登記をしていない特例社団法人及び特例財団法人（以下「特例社団法人等」という。） エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。）第2条に定める一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。） オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。） カ 任意グループ。ただし、構成員の2分の1以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。
	(2) 生活産業創出事業	札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア 中小企業者 イ 中団法第3条第1項に定める中小企業団体 ウ 次の公益法人 （ア）公益法人法第4条の公益法人 （イ）特例社団法人等 エ 一般社団法人等 オ 北海道市民活動促進条例（平成13年3月30日北海道条例第5号）第6条に定める市民活動団体 カ 任意グループ。ただし、構成員の2分の1以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。
2 特別対策事業	(1) 新分野進出支援事業	北海道内の次に掲げる者であつて、当該団体又は当該団体の構成員のいずれかが右の要件に該当するもの ア 中団法第3条第1項に定める中小企業団体 イ 次の公益法人 （ア）公益法人法第4条の公益法人 （イ）特例社団法人等 ウ 一般社団法人等 エ 任意グループ。ただし、構成員は3者以上であり、かつ、構成員の2分の1以上が中小企業者で構成されているものに限る。 なお、事業者育成事業の交付対象者である当該任意グループにおいては、事業を営んでいないが今 完成工事高の概ね50%以上が公共事業となっている建設業を営む者、又は直近1年間のうちいずれかの3ヶ月間の売上高（受注高）が前年同期と比べ概ね10%以上減少している者。ただし、構成員の場合は中小企業者に限る。

	入等に関する研究会、研修会等開催事業 オ 試験研究機関、大学企業等への技術者等派遣事業 カ 新製品・新サービス等に関する専門家等招へい事業 キ 新技術・新製品・新サービス等に関する展示会、商談会等開催事業 ク 新技術・新製品・新サービス等に関する品評会、競技会等開催事業 ケ その他局長が特に認める事業	後開業を志している個人についても中小企業者とみなす（以下「みなし中小企業者」という。）ことができるものとする。ただし、みなし中小企業者のみから構成される当該任意グループは交付対象外とする。 オ 特定非営利活動法人（労働者受入事業に限る。）	
(2) 事業者育成事業			離職希望者（解雇予告された者、あるいは開業を志し自主退職を予定している者）又は失業者を含む者
(3) 労働者受入事業			事業化後 1 年間に当該事業において離職者又は失業者等を 3 名以上雇用する者

附表 2

合併市町村まちづくり推進事業における取扱いについて

合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業を対象とし、その取扱いについては、次のとおりとする。

区 分		内 容
共通事項	1 交付対象者	(1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併旧法」という。）に基づいて合併した市町村 (2) 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づいて合併した市町村 (3) 合併新法に基づき設置された法定合併協議会及びその構成市町村
	2 交付対象経費	交付対象経費は、制度要綱第4及び実施要綱第4の1によるものとする。
ハード系事業	1 交付対象事業	制度要綱第3及び実施要綱第3の1の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業で、次の事業を対象とする。 ア 共通事項1の(1)の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、合併旧法第11条の2に規定する合併特例債が充当される国の補助事業又は地方単独事業（基金造成に係るものは除く。） イ 共通事項1の(2)の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、合併新法第18条に規定する合併推進債が充当される国の補助事業又は地方単独事業 (2) 1件の取扱いについては、個別事業毎に算出した交付金額の合計額をもって、市町村ごとに1件として取り扱うものとする。
	2 交付金の限度額	交付金の限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(ア)によるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は2億円とする。
	3 交付金額の算定	交付金額は、合併特例債又は合併推進債（以下「合併特例債等」という。）の申請事業毎に算出するものとし、制度要綱第7及び実施要綱第6の1の規定にかかわらず、次により算出できるものとする。 (1) 交付対象経費から交付対象経費に係る合併特例債等の額を控除した額の範囲内において交付金額とすることができる。ただし、この場合の合併特例債等については満度に充当したもののみとする。 (2) 交付対象経費から(1)により算出した交付金額を控除した部分に市町村の一般財源が充当される場合は、当該一般財源の1/2の額を限度として、交付金を加算することができる。ただし、この場合の交付金額は、(1)により算出した交付金額を合わせて、交付対象経費の12.5%を超えることはできないものとする。
	4 継続事業の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の2の(1)のアによるものとする。 合併特例債等を起こすことができる期間
ソフト系事業	1 交付対象事業	制度要綱第3及び実施要綱第3の1の規定にかかわらず、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため必要となる事業及び合併の推進を図るために必要な事業で次に掲げる事業 (1) 合併記念式典開催事業 (2) 新市町村の知名度・イメージアップのため実施する広報普及事業 (3) 旧市町村住民間の交流・連携を促進するため、新たに実施するイベント開催事業（旧市町村単位で実施される既存イベント等は対象外） (4) 市役所又は役場の本庁舎を設置しない旧市町村地域で従前から実施している事業のうち、旧市町村地域の独自の文化等を継承し、旧市町村間の交流・連携を深めながら引き続き実施するイベント等開催事業（市町村が補助することも可とする）

	(5) 合併の推進を図るため実施する事業で、実施要綱第3の1の(2)の アにおける対象事業のうち、(ア)から(ウ)に掲げる事業
2 交付金の 限度額	交付金の限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ) によるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は1,000万円とする。
3 交付金額 の算定	交付金額は、制度要綱第7及び実施要綱第6の1の規定によるものと する。
4 継続事業 の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の2の(1)のイによるものとする。 (1) 共通事項1の(2)に該当する交付対象者が実施する事業 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度 (2) 共通事項1の(3)に該当する交付対象者が実施する事業 ア 合併前に実施する事業は事業開始年度以降3か年度 イ 合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれ に続く5か年度

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙 2

第1 福祉振興・介護保険基盤整備事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第3の2、第4の2、第5の2、第6の2関係）

（社会福祉基盤整備事業）

1 グループホーム等整備事業

- (1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく共同生活援助を行う施設又は福祉ホームの整備事業	グループホーム等整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費、工事事務費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	1 か所当たり （施設整備） 定員 5 人以下 30,200 千円 定員 6 人 31,900 千円 定員 7 人 33,700 千円 定員 8 人 35,500 千円 定員 9 人以上 37,300 千円 （設備整備） 1,503 千円
イ 支援が必要な高齢者等が身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化し、世話人による生活援助を受ける共同生活住居の整備事業		

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）」という。）並びに市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する社会福祉法人、医療法人等の非営利法人（以下「市町村が助成する非営利法人」という。）とする。

(3) 交付対象事業

ア (1) のアの事業にあつては、障害者総合支援法第5条第17項又は第28項における共同生活援助又は福祉ホームの基準を満たす事業所であること。

なお、共同生活援助にあつては、既存の建物を買収し、改修する場合に限るものとする。

イ 同イの事業にあつては、入居定員を5人以上9人以下とするほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置運営に関する指導基準である「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」（平成14年10月25日付け高福第389号）の基準を満たす事業であること。

なお、当該施設が有料老人ホームに該当する場合は、設置の届出を行うことを補助の要件とする。

(4) 交付対象経費の特例

ア 既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。

イ 工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

ウ 設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

2 デイサービスセンター等整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア 介護保険法に基づく通所介護事業を行う施設の整備	デイサービスセンター等整備事業の実施に必要な	1 か所当たり （施設整備）

事業	な次に掲げる経費	10,000千円
イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく在宅介護支援センター運営事業を行う施設の整備事業	（施設整備） 工事請負費、工事事務費	（設備整備） 3,606千円
ウ 既存建物を活用して児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター等の事業を行う施設の整備事業	（設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	給食部門の設備を整備する場合は、設備整備費に次の額を加算する。 1,209千円
エ 介護保険法に基づく介護老人福祉施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス等に地域交流を行う施設の整備事業		

(2) 実施主体

市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する非営利法人とする。

(3) 交付対象事業

ア (1)のアの事業にあつては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日付け厚生省令第37号）等における通所介護の基準を満たす事業所であること。

イ 同イの事業にあつては、「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成12年9月27日付け社老第654号）等における在宅介護支援センターの基準を満たすものであること。

ウ 同ウの事業にあつては、障害者総合支援法第77条第1項第9号に規定する事業及び児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する事業（児童発達支援センターを除く。）であること。

エ 同ウの事業にあつては、整備は、既存建物の改修に限る。

オ 同エの事業にあつては、「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成17年10月5日付け社援発第1005014号）に定める基準を満たすものであること。

(4) 交付対象経費の特例

ア 工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。

イ 設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

3 介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア 生きがい対策のためのデイサービスセンターの整備事業	介護予防・生きがい対策基盤整備事業の実施に必要な次に掲げる経費	1 か所当たり （施設整備）
イ 生活に支援が必要で、日中家族の介護を受けられない者を養護するための居室等の整備事業	（施設整備） 工事請負費、工事事務費	・ 生きがい対応型デイサービスセンター 32,430千円
ウ 配食サービスのための施設及び厨房等の設備の整備事業	（設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	・ デイホーム（宅老所） 2,100千円
エ 高齢者に配慮した設備を備え、食事の提供等を行う住居の整備事業		・ 配食サービスステーション 9,830千円
		・ 高齢者支援住宅（老人下宿）
		定員5人 25,000千円
		定員6人 27,000千円
		定員7人 29,000千円
		定員8人 31,000千円
		定員9人 33,000千円

		(設備整備) ・生きがい対応型デイサービスセンター 6,130千円 ・デイホーム(宅老所) 630千円 ・配食サービスステーション 3,070千円 ・高齢者支援住宅(老人下宿) 1,000千円
--	--	--

- (2) 実施主体
市町村等(政令指定都市及び中核市を除く。)及び市町村が助成する非営利法人とする。
- (3) 交付対象事業
(1)のエの事業にあつては、入居定員は5人以上9人以下とするほか、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置運営に関する指導基準である「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」(平成14年10月25日付け高福第389号)の基準を満たす事業であること。
なお、当該住宅が有料老人ホームに該当する場合は、設置の届出を行うことを補助の要件とする。
- (4) 交付対象経費の特例
ア 既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。
イ 工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
ウ 設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

4 福祉環境整備促進事業

- (1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
障がいのある人、高齢者、妊産婦など行動上制限を受ける人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会の拡大を図ることができるよう、北海道福祉のまちづくり条例(平成9年条例第65号)に基づき、既存の建築物、道路、公園等の公共的施設の改善、整備を図る事業	北海道福祉のまちづくり条例に定める対象施設及び整備対象箇所の改善等に必要な次に掲げる経費 需用費、役務費、委託料、工事請負費	1 か所当たり 2,100千円

- (2) 実施主体
市町村(政令指定都市及び中核市を除く。)及び市町村(政令指定都市及び中核市を除く。)が助成する者とする。
- (3) 交付対象事業
ア 北海道福祉のまちづくり条例(平成9年条例第65号)に基づく公共的施設の基準を満たす整備であること。
イ 地方債計画上の「地域活性化事業」の対象事業として「いのちと生活を守る安心の確保」で例示された事業(公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり)の対象事業は除く。
ウ 同一施設内において、スロープ、トイレなど複数箇所の整備を行う場合は、それぞれを1か所として交付基準額を算出すること。

5 共生型地域福祉拠点整備・促進事業

- (1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者、障がいのある人、子どもなどが地域住民と共に集う地域のコミュニティ活動の場において、支援を必要とする者等がお互いに支え、支えられながら安心して地域で生活することができる共生型地域福祉拠点の整備及び設置を促進する事業 ア 共生型地域福祉拠点整備事業 イ 共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業	共生型地域福祉拠点整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 (施設整備) 工事請負費、工事事務費 (設備整備費) 需用費、備品購入費、工事請負費 共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業の実施に必要な次に掲げる経費 (促進支援費) 需用費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、旅費、賃金、共済費 (人材養成費) 旅費、報償費	1 か所当たり (施設整備費) 新設 28,000千円 改修 8,500千円 (設備整備費) 3,000千円 1 か所当たり (促進支援費) 1,200千円 (人材養成費) 500千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。ただし、(1)イの事業においては、これらに加え、局長が適当と認める者を対象とする。

(3) 交付対象者

制度要綱第2の表の1(2)に定める者のほか、(1)イの事業においては、局長が適当と認める者(政令指定都市及び中核市で実施する事業を除く。以下「特認団体」という。)についても対象とする。

なお、特認団体は、原則として地域福祉の推進を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体(当該事業において営利を目的としない団体を含む。)であり、法人格を有するものとする。

(4) 交付対象事業

新たに共生型地域福祉拠点を設置するものであり、かつ、次の基準を満たすものであること。

ア 共生型地域福祉拠点の定義

(ア) 日常生活で様々な支援が必要な場面において、公的サービス以外に、住民同士がお互いに助け合い、支え合うための取組（共助）に導く拠点であること。

(イ) 支援者と支援を受ける者（高齢者、障がいのある人、子どもなど）という双方向の関係ではなく、誰もが一住民として参画する中で地域課題を見いだし、支援を受ける側も役割を持ち、可能な共助に主体的に参画するための機能を持つこと。

(ウ) 支援を必要とする者の状況に応じ、自治体等と連携した公的サービスの適用や専門機関へのつなぎなどの機能を併せ持つこと。

(エ) 核となる人材（コーディネートを行う者）により、一連の取組支援や関係機関との連携を図ること。

イ 設置基準及び運営基準

(ア) 設置基準

a 立地条件

共生型地域福祉拠点の設置場所は、高齢者、障がいのある人、子ども等の居住状況や環境など、地理的条件を考慮し、地域住民が集いやすく、効率的な利用を確保できると認められる場所であることが望ましい。

b 構造

建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすること。

c 規模及び設備

利用予定者数、事業内容等を十分考慮の上、地域住民が自由に集える地域交流スペース、相談室、集会室、作業室、調理室等必要な設備を備え、地域住民が交流するための必要な広さを確保すること。

また、利用者に高齢者や障がいのある人等を含むことから、火災その他の災害に際し、利用者が容易に避難できるよう避難設備については、特に配慮すること。

(イ) 運営基準

実施主体は、防火管理体制等を明らかにした管理規定を定め、円滑かつ適正な運営を図ること。

ウ 事業内容

(1) イの事業については、次を満たすものであること。

(ア) 次に掲げる共生型地域福祉拠点の設置に必要な準備を行う事業（以下「促進支援事業」という。）であること。

a 住民説明会の開催

b 住民の参画した運営主体（協議体）の立ち上げ

c 運営主体（協議体）による検討（ワークショップの開催等）

d イベント等（人が集まる仕掛け）の試行

e 共生型地域福祉拠点設置に係る広報

(イ) 次に掲げる共生型地域福祉拠点の核となる人材を養成するための事業（以下「人材養成事業」という。）であること。ただし、aの研修の受講については必須とする。

a 道が指定する研修の受講

b 先進施設への視察

(ウ) 促進支援事業と人材養成事業を一体的に行う場合に限り、本事業の交付対象とする。

エ 共生型地域福祉拠点整備事業の特例

(ア) 既存建物の活用（改修または買収）を原則とし、活用が可能な既存の建物がない場合や改修による整備が非効率となる等、やむを得ない場合のみ新築による整備とする。

(イ) 工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

(ウ) 設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

(5) 事業計画等の提出

特認団体が交付金の交付を受けようとするときは、実施要綱第8の規定に関わらず、事業実施地の市町村長を経由して提出するものとする。

なお、実施要綱第9の交付申請についても同じものとする。

6 授産製品販売拡大事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
障がいのある人が製作した製品（授産製品）を販売する場を地域に整備する事業	授産製品販売拡大事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費 （設備整備） 需用費、備品購入費、 工事請負費、役務費、 使用料及び賃借料	1 か所当たり （施設整備） 1,500千円 （設備整備） 750千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 設置形態

(ア) 施設整備

授産製品販売のための常設スペースを10㎡程度有した施設であり、かつ、定期的に販売ができる体制が確保されること。

(イ) 設備整備

授産製品販売のための常設スペースを2㎡程度有した場を新たに設け、かつ、連続して10日以上（定休日を除く。）販売ができる体制が確保されること。

イ 事業内容

次に掲げる授産製品販売の場の設置に必要な施設整備及び設備整備を行う。

(ア) 施設整備

店舗等の販売施設の整備（改修、電気や冷暖房設備などの交換工事、看板設置等を含む。）

(イ) 設備整備

陳列棚、冷蔵庫、椅子、テーブル、ワゴン、カウンター、レジスター等の販売設備に必要な整備

7 民間保育施設支援事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
人口密集地や都市部などの保育所の低年齢児保育を補完している認可外民間保育施設において、保育環境の改善、事故防止のための備品購入や小規模な整備等を行う事業	民間保育施設支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費、備品購入費、工事請負費、工事事務費	1 か所当たり 500千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する認可外民間保育施設を運営する者とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 事業内容

(ア) 危険防止のための柵や手すりの設置等の施設整備

(イ) 廊下や階段、出入口などの危険箇所の施設整備

(ウ) 保育室の改良や冷暖房の設置など保育環境改善のための施設整備、設備整備

(エ) 児童用トイレ、手洗い場、調理室の設置などの衛生環境改善のための施設整備、設備整備

イ 交付対象施設

(ア) 地域の保育所を補完する役割を担う施設として、市町村が認めていること。

(イ) 低年齢児枠を超えているなどの理由のため、保育所を利用できない児童を入所させていること。

(ウ) 「認可外保育施設指導監督要綱の制定について」（平成13年9月20日付け児童第663号北海道保健福祉部長通知）における指導監督基準を満たしていること。

または、同指導監督基準の第1及び第5から第9までを満たしており、当該事業の実施により、施設及び設備に係る基準である第2から第4までの内容を満たすこととなる施設であること。

(4) 交付対象経費の特例

工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

8 地域子育てサロン整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
公共施設等のスペースや商店街の空き店舗（事務所）等の活用などにより、親子が自由に立ち寄って集うことができる場を整備する事業	地域子育てサロン整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費、工事事務費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	1 か所当たり （施設整備） 2,100千円 （設備整備） 1,050千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 地域子育てサロンの条件

(ア) 子育て親子の集いの場として、開放されていること。

(イ) 次の設備が整えられていること。

- a 親子が安心してくつろげる設備
- b 遊具が準備され、親子で遊べるスペース
- c 調乳、授乳、オムツ交換のスペース

イ 実施場所

公民館等の公共施設内のスペース、商店街の空き店舗などのスペース、学校の余裕教室等

(4) 交付対象経費の特例

ア 施設整備は、既存建物の改修に限る。

イ 工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

ウ 既存の建物の改修等を要さず、設備整備のみによって地域子育てサロンの条件を満たす場合については、設備整備のみでも交付対象とする。

9 福祉車両購入事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業に用いる訪問入浴サービス車又は通所介護事業に用いる送迎車の購入事業	車両の購入及び車両をリフト付きにするために必要な次に掲げる経費	1 台当たり ・福祉バス及び車両乗降リフト以外 3,048千円 ・福祉バス 6,300千円
イ 障害者総合支援法に基づく短期入所事業及び児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業に用いる送迎車の購入事業	備品購入費、役務費、公課費	・車両乗降リフト 630千円
ウ 市町村等による在宅福祉サービスの提供に利用する車両の購入事業		
エ 市町村等において、児童館等の利用が困難な地域に居住する児童を対象に、地域児童健全育成事業を実施するために必要な車両の		

購入事業 オ 老人クラブ、障がい者（児）団体及び各種グループのレクリエーション、集会の送迎や関係団体の実施する事業等に利用する福祉バスの購入事業 カ 乗降時の介護を容易にする車両乗降リフトの整備事業		
---	--	--

(2) 実施主体

ア (1)のア、イの事業にあつては、市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する非営利法人とする。

イ 同ウからカまでの事業にあつては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

ア (1)のウの事業にあつては、次の事業を行うものであること。

(ア) 事業内容

次に掲げる車両を購入し、在宅福祉サービスを推進する（介護保険・障害福祉サービスに利用するものを除く。）。

a 入浴サービス車（身体障がい者分に限る。）

b 給食配送車

c ふとん乾燥車

d 移送サービス車（乗降リフト付きのものなど特殊な車両に限る。）

(イ) 対象者

老衰、心身の障がい、疾病等の理由により長期にわたり臥床しているおおむね65歳以上の寝たきり老人及び身体障がいのある人等とする。

(ウ) 事業の運営

a 市町村は、事業の実施に当たり運営要領を定め、円滑かつ適切な運営を図ること。

b 市町村は、事業の効果的な運用を図るため、対象者を的確に把握するとともに、運行管理計画を策定し、対象者のニーズに即応したサービスの提供に努めること。

イ 同エの地域児童健全育成事業にあつては、次の事業を行うものであること。

(ア) 児童館の利用が困難な地域において、遊具等を持参し、児童厚生員による指導を定期的に行う。

(イ) 地域子育て支援拠点事業実施施設の利用が困難な地域において、遊具等を持参し、指導者等が子育てに関する相談や子育てサークルへの支援など、子育て家庭への支援を定期的に行う。

(ウ) 放課後児童クラブが遠距離にあるため、利用が困難な児童を放課後児童クラブへ送迎する。

(エ) 保育所待機児童を解消するため、入所困難な児童を空きのある保育所へ送迎する。

(オ) 保育所の統廃合により、遠距離の通所となる児童を保育所へ送迎する。

ウ 同オの事業にあつては、市町村は、事業の実施に当たり運営要領を定め、円滑かつ適正な運営を図ること。

エ 同カの事業にあつては、車両検定基準等に留意し、関係法令を遵守すること。

(4) 交付対象経費の特例

ア (1)のアからオまでの事業にあつては、車両の附帯設備も含む。ただし、乗降リフトを整備する場合は、同カの事業の対象とすることができる。

イ 車検費用等の経費は対象外とする。

（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）

10 ふれ愛デー推進事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
「道民福祉の日」の趣旨の普及啓発を推進するため、児童や障がいのある人、高齢者	「道民福祉の日」の趣旨の普及啓発を進めるための事業開催に必要な次	1 市町村当たり 500千円

など、地域のだれもが参加し、交流しながら、互いを理解し、互いに支え合う福祉環境を醸成する事業	に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（会食経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料	
--	---	--

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業

「道民福祉の日」の趣旨に基づき、次の事業を行うものであること。

ア 事業内容

(ア) 地域住民組織や児童、障がいのある人、高齢者等の機関・団体、ボランティア団体、企業などが幅広く参画し、実行委員会を組織するなど、地域住民のネットワークを築き実施する事業であること。

(イ) 児童、障がいのある人、高齢者等の参加を促し、一緒に楽しめるよう配慮された事業であること。

(ウ) ボランティア活動の促進を図り、活動の場を提供する事業であること。

イ 事業例

福祉のまちづくりやボランティア活動など地域の福祉課題をテーマとしたシンポジウムやワークショップ、研修会、交流会、野外活動や健康づくりなどのスポーツ活動、映画会や音楽会、展覧会などの文化活動、宿泊学習や体験旅行、地域の環境美化や保全の活動、リサイクルバザー、各種相談コーナーの設置など、児童、障がいのある人、高齢者等の社会参加を促進する事業等

ウ 実施時期

「道民福祉の日」の普及啓発を趣旨とすることから、原則として「道民福祉の日」強調月間としている9～10月に実施するものとする。ただし、地域の特性や事業の性格から事業効果が高いものについては、適した時期とする。

エ その他

(ア) 児童や障がいのある人、高齢者等の参加に配慮（手話通訳や要約筆記をはじめ、点字版、拡大文字版、ルビうちなどのパンフレット、見やすい案内など）をするとともに、ボランティアの研修や参加体制の整備に配慮すること。

(イ) 補助は、1市町村3年間とする。

11 高齢者・障がい者作業所等設備整備・運営事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア 高齢者や障がいのある人の能力等を生かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、高齢者・障がい者の作業所等を整備する事業。ただし、市町村が実施主体となる高齢者生産活動施設整備事業を除く。	ア 高齢者事業団、高齢者・障がい者生産活動施設及び障がい者小規模作業所の初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 需用費、原材料費、備品購入費	ア 1か所当たり 3,150千円
イ 新たに高齢者農園等を設置した場合において、作業の指導に当たる指導員を設置、又は障がい者作業所等において、一般就労の支援に当たる支援員を設置し、作業所等の活動の促進を図る事業。	イ 農園、窯業、温室等の高齢者共同作業所における作業指導員の設置、又は障がい者作業所等における一般就労の支援員の設置に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、共済費、諸手当、委託	イ 1か所当たり (作業指導員等数 ×作業月数)×30千円 作業指導員等数は2人以内とし、農園の場合、作業月数は7ヵ月以内とする。

	料	
--	---	--

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

ただし、(1)のイの事業（障がい者作業所等において、一般就労の支援に当たる事業を除く。）は市町村が実施主体となる事業を除く。

(3) 交付対象事業

ア (1)のアの事業については、次の事業に関連する施設の初度設備等の整備を行うものであること。

(ア) 高齢者事業団（別に定める高齢者事業団運営要綱によるもの）の設置

(イ) 高齢者・障がい者生産活動施設の整備

地場特産品づくり育成事業、木工・陶芸等の生産・創作活動、果樹・野菜等の栽培事業、養魚・小家畜飼育事業等を実施する施設

(ウ) 障がい者小規模作業所の整備

対象となる障がい者小規模作業所の要件は、おおむね次のとおりであること。

a 対 象 者 15歳以上の在宅の障がいのある人とする。

b 利用人員 1日当たりの標準利用人員は、5人程度とする。

c 開設日数 原則として、週5日以上との開設とする。

d 職員配置 作業所等には、必要な職員を配置するものとする。

イ (1)のイの事業については、次の要件を満たすものであること。

(ア) 高齢者農園等の作業に当たる者は、おおむね60歳以上の者とする。

(イ) 農園等における1回の参加人員は、おおむね30人以上とする。

(ウ) 障がい者作業所等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の指定を受けていないこと。

(エ) 作業指導員等は、心身ともに健全であり、高齢者・障がい福祉に関し理解と熱意を有し、おおむね2年程度以上の経験を有する者でなければならない。

(オ) 事業を実施するに当たり、運営要綱等を定め円滑な運営を図るものとする。

(カ) 補助は、1施設3年間とする。

12 高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者や障がいのある人が健康で安心して生活を送るため、老人クラブの設立に必要な設備の整備及びスポーツ設備等の整備事業。ただし、市町村が実施主体となる場合については高齢者スポーツ用具を除き、市町村が助成する者が実施主体となる場合については高齢者スポーツ用具に限る。	高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費、原材料費、備品購入費、工事請負費	1 か所当たり 420千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する者（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

次の設備の整備を行うものであること。

ア 年度内に新たに設立する老人クラブに係る初度設備

イ 高齢者・障がい者スポーツ用具

高齢者及び障がいのある人が利用できる施設等にスポーツ用具を設備し、無料で利用させるものとする。

ウ ゲートボール場の設置（競技用コートは、屋外で、排水溝等の設備を有し、公式ゲートボール競技規則による1面300㎡以上のものであること。）

エ その他、上記に準ずる設備整備等

13 障がい者等共同利用機器購入事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
市町村における公共的施設において共同利用できる福祉機器を整備し、障がい特性に配慮した利便性等を確保・推進する事業	障がい者等共同利用機器購入事業の実施に必要な次に掲げる経費 備品購入費	1 台当たり 565千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

ア 障がいのある人等の出入りの多い公民館、集会所、コミュニティーセンター、文化施設等の公共的施設に福祉機器を整備し、共同利用での利便性を確保すること。

イ 公的施設における設置場所等について、障がいのある人等や関係団体等の意見を反映させるなどして、その有効性が十分に発揮されるよう配慮すること。

14 高齢者グループホーム運営事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
小人数で、高齢者等福祉寮などにおいて、互いに生活を共同化、合理化して共同生活を営む高齢者等の居住形態（認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を除く。）に対して、専任の世話人による食事提供や介護等の生活援助支援体制を整備する事業	高齢者グループホーム運営事業の実施に必要な次に掲げる経費 委託料、給料、報酬、賃金、共済費、諸手当、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料	1 か所当たり ・ 通年型 5, 100千円 ・ 季節型 2, 550千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 対象者

高齢者等で自発的な意志により共同生活を望む者とする。

イ 定員

原則として4人以上とする。

ウ 居住形態

(ア) 共有設備 台所、食堂、居間、浴室、便所

(イ) 独立設備 居室（夫婦部屋も可とする。）

エ 事業内容

(ア) 生活援助員等の世話人の設置

(イ) ホームヘルパーの派遣等必要な生活支援サービスの提供

(ウ) 緊急通報装置の設置

(エ) 訪問看護ステーションやかかりつけ医等による必要な保健・医療サービスの提供

(オ) ボランティア、近隣住民の支援等

オ その他

(ア) 運営は通年を基本とするが、対象者の状況により季節型（6か月以上の運営）として運営することができる。

(イ) 家賃、光熱水費等の実費については、利用者の負担とする。

(ウ) 補助は、1市町村3年間とする。

- (4) 交付対象経費の特例
年度途中に開所した場合は、交付基準額を月割りにして計算すること（運営が15日未満の月を除く。）。

15 障がい者介護療育等設備整備事業

- (1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
日中の通いの場、言語治療教室、おもちゃ図書館など地域における障がいのある人（子ども）の介護や障がい児の療育訓練等の設備の整備事業	日中の通いの場、言語治療教室、おもちゃ図書館等の初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費	1 か所当たり ・日中の通いの場 居室整備 420千円 備品、資材購入 630千円 ・その他設備 1,050千円

- (2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
- (3) 交付対象事業
次の設備の整備を行うものであること。
- ア 日中の通いの場の設置
身体上又は精神的事情により日常生活を営むのに支障があり、かつ、日中家族の介護を受けられない者を養護するために必要な居室及び設備の整備（必要な面積は13.2㎡以上とし、1市町村1か所とする。）
- イ 言語治療教室の設置
(ア) 対象者 原則として、学齢前の言語障がい児
(イ) 定員 10人程度
- ウ おもちゃ図書館の設置
(ア) 新たに設置されたおもちゃ図書館の運営に必要な玩具やその保管設備の整備
(イ) 定期的に開設し、主に障がいのある子どもを対象におもちゃを多数用意し、障がいのある子どもが自由に遊ぶことができるとともに、おもちゃの貸出し等を行う施設であること。
- エ その他、上記に準ずる設備整備

16 要援護者支援体制整備事業

- (1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
市町村における要援護者支援のために必要な設備の整備事業	市町村における要援護者支援のために必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費、委託料	1市町村当たり 4,600千円

- (2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
- (3) 交付対象事業
ア 次の設備の整備を行うものであること。
(ア) データベース
(イ) その他必要と認める設備
イ この事業で整備された備品等については、目的以外の用途に使用しないこと。

17 福祉用具活用促進事業

- (1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者や障がいのある人、福祉関係団体等からの福祉機器に対するニーズに応え、福祉機器を展示する事業	福祉用具活用促進事業の実施に必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費、役務費、賃金、使用料及び賃借料	1 か所当たり 1,050千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 事業内容

福祉機器の購入、レンタルによる常設展示及び展示会の開催（短期の試用を含む。）

イ 機器の標準形

区 分	機 器 の 種 類
自室用具・用品	1 ベッド関係 ベッド、サイドール、移動バー、ヘッドテーブル、エアーマット、クッション・床ずれ防止用パット類 2 トイレ関係 ポータブルトイレ、エアートイレ、採尿器 3 おむつ関係 紙おむつ、おむつカバー類 4 肌着、寝巻き等関係 股われパンツ、股われパッチ、二部式寝巻き・パジャマ、じゅばん、おむつ用ズボン類
家の中用具・用品	1 移動関係 簡易移し変え機類 2 歩行器関係 歩行器類（四輪付き、折りたたみ等） 3 トイレ、風呂関係 据置トイレ、簡易担架浴槽、シャワーチェア、浴槽用にぎり棒 4 食事用エプロン関係 食事用エプロン類（個人用、テーブル用）
外出用具・用品	1 車いす、ステッキ関係 車いす、ステッキ類（四脚バランス、T型、全円型等）、つえ 2 くつ関係 リハビリ用くつ類

※ 常設展示のための標準形であるので、趣旨を逸脱しない程度の削除、追加は自由。

※ 各「区分」欄とそれに応じる「機器の種類」欄は、それぞれの削除、追加等の入り繰りは可能。

ウ 展示場所等

(ア) 常設展示は、誰でも気軽に活用できる場所にあること。

(イ) 福祉機器の展示等について積極的に周知を図ること。

18 自助具給付事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
在宅で長期にわたって臥床	自助具給付事業の実施	1 市町村当たり事業区分毎に

している高齢者や重度の身体障がいのある人(子ども)、軽度・中等度難聴児に対し、日常生活動作を補う自助具等を給付する事業	に必要な経費	(3)のイに定める額
---	--------	------------

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 自助具等給付対象者

次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 寝たきり老人

次のすべての要件を満たすこと。

- a おおむね65歳以上の在宅で長期にわたって臥床している高齢者(以下「寝たきり老人」という。)
- b 所得税非課税世帯に属する者。

(イ) 重度の身体障がいのある人(子ども)

次のすべての要件を満たすこと。

- a 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級又は2級の身体障がいのある人(子ども)。
- b 所得税非課税世帯に属する者。

(ウ) 軽度・中等度難聴児

次のすべての要件を満たすこと。

- a 道内に住所を有する18歳未満の児童。
- b 両耳の聴力レベルが30db以上で、身体障害者手帳の交付対象外である者。
- c 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないこと。
- d 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者。
- e 労働者災害補償保険法及びその他法令に基づく給付により、本事業による助成に相当するものを受けられない者。

イ 自助具等の給付種目

給付対象とする自助具等の種目は、次に定めるものとする。

区 分	種 目	性 能 等	単 価
寝たきり老人・重度身体障がい者（児）共通	読書スタンド	寝たまま読書ができるもの	10,300 円
	ページめくり	手の不自由な高齢者及び上肢障がいのある人等が読書に使用できるもの	9,000 円
	ヘルプハンド	手足の不自由な高齢者及び上肢障がいのある人等がものをつかむのに使用できるもの	10,500 円
	トイレ付ベッド	ベッドに便器のついたもの	258,000 円
	入浴用リフト	回転、上下移動が可能なもの	282,400 円
	洗髪器	寝たままの状態での洗髪できるもの	16,900 円
	難燃性寝具	日本防災協会に設置する防災製品認定協会において認定ラベルの貼付がされているもの	80,000 円
	空気清浄器	室内の空気の消臭殺菌に効果のあるもの	52,500 円
	ベット用	ギャヂ・ベットで背を起こした状態	29,500 円

	テーブル	のまま使用できるもの	
	排泄環境用具	汚物処理に必要なもの（汚物流し等及び配管等関連工事一式	300,000 円
寝たきり老人	簡易和式ギャッジ	ふとんに寝たまま、上半身及び脚部が持ち上げられるものや背もたれで角度調整ができるもの	41,500 円
重度身体障がい者（児）	トイレ用トランスファーボード	車椅子から洋式便座に移り移ることを容易にするもの	22,200 円
軽度・中等度難聴児	補聴器(購入)	耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式眼鏡型など(必要に応じてイヤーマールドの追加を認める) 耐用年数は、原則5年とする	障がい者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する基準(以下「基準」という。)に定める「高度難聴用耳かけ型補聴器」の購入基準額(イヤーマールドを追加する場合は、基準に定める修理基準の表に掲げる交換の額を加算した額を加算)の100分の106に相当する額と、補聴器の購入に要した額のいずれか低い額の3分の2(10円未満切捨)
	補聴器(修理)	耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式眼鏡型など	

ウ 自助具等の給付の実施

- (ア) 自助具等の給付は、給付対象者又はこの者を現に扶養する者からの申請に基づき実施するものとする。
- (イ) 市町村は、自助具等の給付に当たっては、自助具等の斡旋、展示、使用方法の助言等について、北海道社会福祉協議会等の関係福祉団体、補装具取扱業者及び日常生活用具取扱業者等と十分連携を図るものとする。
- (ウ) 市町村は、自助具等の給付の状況を明確にするため、自助具等給付状況を明らかにした台帳を整備するものとする。
- (4) 寝たきり老人及び重度の身体障がいのある人(子ども)に係る交付対象経費の特例
各種目の単価に給付件数を乗じて得た額の合計額から、障害者総合支援法第76条第2項に基づく世帯階層区分により算出した合計額を控除した額とする。
- (5) 補聴器の必要性の判定
(3)ア(ウ)のb、c及びdに係る必要性については、医師の作成する意見書を基に、市町村が判断するものとする。

19 重度障がい者タクシー料金補助事業

- (1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
------	--------	-------

重度の障がいがある人(子ども)の生活圏拡大を容易にするため、タクシー料金の助成を行う事業	重度障がい者タクシー料金補助事業の実施に必要な経費	1 市町村当たり 1,050千円
--	---------------------------	---------------------

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級又は2級である障がいのある人(子ども)が、タクシーを利用するのに要する経費に対して助成するものとする。

イ タクシー料金助成の具体的方法（チケット交付、現金給付等）及び1人当たりの助成額等については、実施主体で決定すること。

ウ 補助は、1市町村3年間とする。

(4) 交付対象経費の特例

タクシー料金補助に要する事務費（チケット作成に係る経費等）は、対象外とする。

20 精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
精神障がいのある人が地域活動支援センター等に通所するための交通費の助成を行う事業	精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業の実施に必要な経費	1 市町村当たり 1,000千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

交付対象となる通所事業は次のとおりとする。

ア 地域活動支援センター

イ 障害福祉サービス事業所

ウ 精神障がい者地域生活支援センター

エ 保健所デイケア等

21 在宅サービス促進事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者が居宅において日常生活を継続するために必要な在宅サービスの提供体制を、市町村等が確保する取組を支援する事業	在宅サービス促進事業に従事する看護職員、介護職員、理学療法士及び作業療法士の設置に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、共済費、諸手当	1 市町村当たり ・訪問入浴介護事業 実施主体数×1,146千円 ・訪問リハビリテーション事業 実施主体数×470千円

(2) 実施主体

市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項に規定する訪問入浴介護を保険給付として提供する事業

イ 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションを保険給付として提供する

る事業

ウ 補助は、1市町村3年間とする。

(4) 交付対象経費の特例

ア 介護保険法第41条第6項の規定（同法第53条第4項の規定により準用される場合を含む。）により、市町村から支払われる当該指定居宅サービスに要した費用の額に、当該居宅要介護（又は要支援）被保険者から支払われる利用料相当額を加えた額に対して、当該総事業費に占める当該人件費の割合を乗じて得た額（以下「介護報酬相当額」という。）を除く。

イ 市町村が助成する場合においては、市町村が助成する額と当該事業者の交付対象経費から上記介護報酬相当額を除いた額とを比較して、少ない方の額を本事業の対象経費とする。

22 市町村子ども発達支援センター事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、身近な地域で適切な療育を受けることができるよう、市町村が市町村の療育機関、子育て支援センター等において早期療育や地域の連携体制を充実させる市町村子ども発達支援センターの機能を整備する事業	市町村子ども発達支援センター事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、報償費、共済費、諸手当、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	1市町村当たり ・定期利用児支援 利用児数×21,280円 ・不定期利用児支援 〔支援延月数×5,320円〕 乳幼児の支援月数は9ヶ月を上限とし、就学児の支援月数は3ヶ月を上限とする。 ※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業等で実施する報酬の対象となる支援は対象外。 ・発達支援体制コーディネーター 260千円

(2) 実施主体

市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 支援を必要とする子どものうち、指定された市町村子ども発達支援センターへ定期的に通園している者に対する事業

(ア) 個別の発達支援プランの策定

(イ) 個別の療育支援

(ウ) 家族への相談支援等

イ 支援を必要とする子どものうち、指定された市町村子ども発達支援センターへ定期的に通園していない者に対する事業

(ア) 個別の発達支援プランの策定

(イ) 必要に応じ、家族への相談支援等

(ウ) 関係機関担当職員への支援等

ウ 発達支援体制コーディネーター

(ア) ニーズ把握やサービス調整

(イ) ネットワークの構築

(ウ) 発達支援体制を整備する会議の開催等

(エ) 関係機関事業（乳幼児健診、就学指導委員会等）への協力

(オ) 発達支援関係職員への研修

(カ) 家族への研修等

(キ) 障がいのある子ども等及び家族による当事者支援の調整

(ク) 地域住民への啓発

23 こども・子育て環境整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
児童の健全育成や子育て支援を推進するために必要な設備を整備する事業	こども・子育て環境整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 工事請負費、備品購入費、需用費	1 か所当たり 1,050千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業

次の設備の整備を行うものであること。

- ア 授乳やおむつ替えの場
- イ 子連れ世帯や妊娠中の方の優先駐車スペースを示す看板
- ウ イベント等の開催に際して開設する臨時託児所の遊具
- エ 児童の体力増強のための設備
- オ 移動児童館等の遊びの指導のための遊具等
- カ その他、上記に準ずる設備整備等

24 地域子育て総合支援センター運営事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア 住民相互の子育て支援活動の機能を有し、住民全体での子育て支援体制を強化する事業	住民相互の子育て援助活動のコーディネートの実施及び地域子育て総合支援センターの初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 (運営費) 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 (設備整備) 需用費、委託料、備品購入費、工事請負費	1 市町村当たり (運営費) 1,800千円 (設備整備) 500千円 2 市町村以上が共同して実施する場合は、サブエリアとなる1市町村につき、運営費に次の額を加算する。 500千円
イ 病児保育のニーズへの対応を図るため、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の病児・緊急対応強化事業の促進を目的に、病児保育の受け皿の拡大が図られるよう支援する事業	病児・緊急対応事業を行うために必要な運営及び初度設備等の整備に必要な次に掲げる経費 (病児・緊急対応加算) 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	(病児・緊急対応加算) 1,800千円

	(設備等整備) 需用費、役務費、委託料、備品購入費、工事請負費	(設備等整備) 1,700千円
	(運営主体設立支援) 医療機関等との検討会議開催や病児・緊急対応事業を行うために必要な研修受講に係る初度経費	(運営主体設立支援) 184千円
	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	
	(新規加入促進支援) クーポンの配布等による新規会員獲得のための事業に係る初度経費	(新規加入促進支援) 既実施センター 175千円 新規実施センター 275千円
	需用費、役務費、使用料及び賃借料	

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。ただし、会員20人相当以上のファミリーサポートセンターを設置する市町村を除く。

(3) 交付対象事業

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）への移行を視野に入れた次の事業を行うものであること。

ア 定義

(ア) 地域子育て総合支援センター

市町村に本部を1カ所設置し、地域のボランティア会員である「提供会員」及び託児等を依頼する「依頼会員」の募集、登録を行い、保育所の送迎や朝夕の一時預かり、日中の一時預かりなど必要が生じた場合に提供会員を紹介し、保育サービスの提供の調整を行うもの。

(イ) 病児・緊急対応事業

地域子育て総合支援センターの機能のほか、病児・病後児の預かり等の必要が生じた場合に、提供会員を紹介し、保育サービスの提供の調整を行うもの。

イ 事業内容

「住民相互の子育て援助活動」のコーディネートに係る次の業務を行う。

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(イ) 育児に関する相互援助活動の調整等

(ウ) 会員に対する講習会の開催

(エ) 会員の交流を深めるための交流会の開催

(オ) その他の広報活動

(カ) 病児・緊急対応事業にあつては、上記(ア)～(オ)のほか、会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催及び医療機関等との連携体制の整備を行うもの

ウ その他

(ア) 実施に当たっては、2市町村以上が共同して広域的に実施することができる。

(イ) 補助は、1市町村3年間とする。

(ウ) 実施に当たっては、相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

(エ) 病児・緊急対応事業にあつては、上記(ア)～(ウ)のほか、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」の一部改正について（令和3年8月30日付け子発0830第1号）における提供会員の基準を満たすこと。

25 高齢者等の冬の生活支援事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額												
ア 高齢者世帯や障がい者世帯等の住宅周辺の除雪に利用するために、除雪ロータリー等を設置する事業 イ 高齢者や障がいのある人等で低所得の状況にある方々に、燃料費を始めとする冬期間の増嵩経費に対する支援を行う事業 ウ 住民福祉活動を展開している地域組織（町内会、自治会等）が、生活環境の厳しい冬期間においても、高齢者や障がいのある人等が住み慣れた家庭や地域において自立した生活が続けることができるよう、これらの方々を地域で支えるために実施する事業	高齢者等の冬の生活支援事業の実施に必要な経費（除雪ロータリー等を購入する場合は、備品購入費に限る。）	<table><tr><th>人口規模</th><th>交付基準額</th></tr><tr><td>1 万人未満</td><td>1, 000 千円</td></tr><tr><td>1 万以上 3 万人未満</td><td>1, 200 千円</td></tr><tr><td>3 万以上 5 万人未満</td><td>1, 400 千円</td></tr><tr><td>5 万以上 10 万人未満</td><td>1, 600 千円</td></tr><tr><td>10 万人以上</td><td>2, 000 千円</td></tr></table>	人口規模	交付基準額	1 万人未満	1, 000 千円	1 万以上 3 万人未満	1, 200 千円	3 万以上 5 万人未満	1, 400 千円	5 万以上 10 万人未満	1, 600 千円	10 万人以上	2, 000 千円
人口規模	交付基準額													
1 万人未満	1, 000 千円													
1 万以上 3 万人未満	1, 200 千円													
3 万以上 5 万人未満	1, 400 千円													
5 万以上 10 万人未満	1, 600 千円													
10 万人以上	2, 000 千円													
		人口規模は、事業実施年度 4 月 1 日現在のものとする。												
		特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。 400 千円												
		ア、イ、ウのうち複数の事業を実施した場合においても、1 市町村当たりの交付基準額は、上記のとおりとする。												

(2) 実施主体

- ア (1)のアの事業にあつては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
- イ 同イの事業にあつては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
- ウ 同ウの事業にあつては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する地域組織（市町村社会福祉協議会を経由して助成するものを含む。）とする。

(3) 交付対象事業

- ア (1)のアの事業にあつては、次の事業を行うものであること。
- (ア) 除雪ロータリー（1 人操作用小型除雪機）、小型融雪機（移動可能なもの）を購入するものとする。
- (イ) 対象世帯は、概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者世帯並びに障がいのある人のいる世帯等で、市町村が対象と認めた世帯とする。
- (ウ) 台帳等を整備し、当該事業の対象となる世帯の住宅を常に把握するとともに、民生委員、老人福祉相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、町内会及び婦人会など関係機関団体等に対して十分趣旨の徹底を図り、必要な協力を得て実施すること。
- (エ) 除雪の必要を認めたときは、直ちに当該家庭住宅周辺について除雪を行うこと。
- (オ) 除雪ロータリー等が、適切な管理のもとに効率的に活用されるよう配意すること。
- イ 同イの事業にあつては、次の事業を行うものであること。
- (ア) 事業内容
 次の冬期間の増嵩経費に対する経済的支援を行うものであること。
 a 燃料（灯油、石炭、ガス等）の購入費
 b 暖房器具の購入費
 c 冬用衣料等の購入費
- (イ) 対象世帯
 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯及びこれらに準じ市町村が必要と認める世帯（父子世帯等）であつて、市町村民税の非課税世帯とする（生活保護世帯は除く。）。

ウ 同ウの事業にあっては、町内会、自治会等の地域組織が、冬期間（11月から3月まで）に高齢者や障がいのある人等の地域生活を支援するために実施する事業に対して、市町村が助成するものとする（組織を作る経費及び組織運営のための経費は補助対象外とする。）。

(4) 交付対象経費の特例

ア (1)のアの事業にあっては、特別豪雪地域とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項により指定を受けた市町村をいう。

イ 同イの事業にあっては、対象世帯への支給（給付）金品を補助対象とし、事務費は補助対象外とする。

ウ 同ウの事業にあっては、市町村の委託事業は補助対象外とする。

26 福祉避難所機能確保促進事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
市町村が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく福祉避難所となり得る様々な施設の管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するために必要とされる設備の整備、又は、当該施設における要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の避難生活に必要な物資・器材の確保・備蓄等を行う事業	福祉避難所の機能確保に必要な次に掲げる経費 需用費、備品購入費	1 か所当たり 1,500千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、災害対策基本法に基づき、要配慮者を滞在させるための特別の配慮がなされた避難所（施設）をいう。

(ア) 地域における身近な福祉避難所

災害時に直ちに避難できる身近な福祉避難所として、指定避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることのできる空間を確保し、専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の指定避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難できる施設

(イ) 地域における拠点的な福祉避難所

障害程度の重い者など、より専門性の高いサービスを必要とする要配慮者で、(ア)の地域における身近な福祉避難所では、避難生活に困難が生じる者が避難できる施設・設備、体制等の整備された施設

イ 設備の整備及び物資・器材の確保・備蓄等に関する種目

区 分	種 目
(ア) 設備の整備	a 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板 等） b その他の福祉避難所として機能するために必要と考えられる設備（発電機・充電器等を含む。）
(イ) 物資・器材の確保・備蓄等	a 介護用品、衛生用品 b 飲料水、要配慮者に配慮した食料（乳幼児用の粉ミルク・離乳

	食や嚥下障害等のための特別な対応に要するものを含む。)、毛布、タオル、下着、衣類、電池
c	医薬品、薬剤、消毒薬
d	洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション
e	車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
f	その他の福祉避難所として機能するために必要と考えられる物資・器材

第2 事業計画、交付申請及び実績報告の提出（実施要綱第7の2、第8、第11関係）

- (1) 実施要綱第7の2に定める関係書類は、別記第9号様式とする。
- (2) 実施要綱第8及び第11に定める関係書類は附表のとおりとする。

第3 処分を制限する財産（実施要綱第9関係）

実施要綱第9の3の(2)により財産の処分を制限する財産は、交付対象事業により、取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が1件につき50万円以上の機械及び器具とする。

附表（実施要綱 別紙2の第2）

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙2（福祉振興・介護保険基盤整備事業）関係書類一覧表

区 分	市町村から総合振興局・振興局へ																												
	総 政 様 式												別 記 様 式																消 費 税
	44	45	46	47	48	16	18	20	27	52	30	31	10	10-2	10-3	11	12	13	14	15	16	17	19	20	20-1	21	22	23	別記様式
(1) グループホーム等整備事業	○		◎	◎	◎	○	○	○	△	×	×	×	◎																○
(2) デイサービスセンター等整備事業	↑		◎		◎	↑	↑	↑	△	↑	↑	↑	◎																↑
(3) 介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業			◎	◎	◎				△				◎																
(4) 福祉環境整備促進事業					◎				△				◎																
(5) 共生型地域福祉拠点整備・促進事業				◎	◎				△				◎	◎	◎														
(6) 授産製品販売拡大事業			◎		◎				△				◎																
(7) 民間保育施設支援事業			◎		◎				△				◎																
(8) 地域子育てサロン整備事業			◎		◎				△				◎																
(9) 福祉車両購入事業			◎													◎													
(10) ふれ愛デー推進事業		◎															◎												
(11) 高齢者・障がい者作業所等設備整備・運営事業			◎														◎	◎											
(12) 高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業			◎						△									◎											
(13) 障がい者等共同利用機器購入事業			◎															◎											
(14) 高齢者グループホーム運営事業																			◎										
(15) 障がい者介護療育等設備整備事業			◎															◎											
(16) 要援護者支援体制整備事業			◎															◎											
(17) 福祉用具活用促進事業			◎																◎										
(18) 自助具給付事業			◎																	◎									
(19) 重度障がい者タクシー料金補助事業																					◎								
(20) 精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業																						◎							
(21) 在宅サービス促進事業																							◎						
(22) 市町村子ども発達支援センター事業																								◎	◎				
(23) こども・子育てで環境整備事業			◎						△									◎											
(24) 地域子育てで総合支援センター運営事業	↓		◎			↓	↓	↓	△	↓	↓	↓														◎			↓
(25) 高齢者等の冬の生活支援事業	○		◎			○	○	○		×	×	×															◎		○
(26) 福祉避難所機能確保促進事業	○		◎			○	○	○		×	×	×															◎		○

(注) 1 ○印は申請時、×印は実績報告時、◎印は申請及び実績報告時に必要な様式である。 2 △印は、建設工事が完成した際に提出する様式である。
 3 ○←…→○、×←…→×等は、一枚の様式の中に、実施する全てのメニュー事業を記載してよい様式である。
 4 (25) 高齢者等の冬の生活支援事業の総政第46号様式は、除雪ロータリー設置の場合にのみ必要な様式である。

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙 3

地域産業基盤整備事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第3の3、第4の3、第5の3、第7の3、第8、第9の4、第11、第12関係）

第1 小規模土地改良事業（実施要綱第3の3、第4の3、第7の3、第9の4、第11、第12関係）

1 交付対象事業

(1) 交付対象となる事業は、単年度で完了する次の事業とする。

区分	工 種	事 業 内 容
生産 基盤	農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	暗渠排水	完全暗渠、補助暗渠、心土破碎、補水渠の新設又は変更
	農地造成	農用地の造成又は改良
	区画整理	農用地の区画形質の変更
	客土	客土、混層耕、土壌改良など
	除礫	除礫
	農道整備	農道の新設、廃止又は変更
	営農用水	飲雑用水施設整備
防災	農地保全	農用地及び農業用施設の保全に必要な整備
保全	防災安全施設	農業集落の防災と安全に必要な施設の整備
その他	上記以外、局長が特に必要と認めるもの	

(2) 交付対象地区の採択に当たっては、次の事項のすべてを満たすものとする。

ア 国又は道の他の補助金等の採択基準に該当しないもの。

イ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内で実施されるもの。

2 交付対象経費

交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。

- (1) 純工事費
- (2) 測量及び試験費
- (3) 用地費及び補償費
- (4) 換地費
- (5) 交換分合費
- (6) 工事雑費

3 事業計画に添付する関係書類

- (1) 事業を実施しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別記第24号様式の採択希望計画概要書を地区ごとに作成し、局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、予算の範囲内で採択地区を決定し、交付事業者に通知するものとする。

4 土地改良法の手続

次に掲げる場合にあっては、交付事業者は土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）の手続きを履行の上、事業を実施するものとする。

- (1) 土地改良区が土地改良事業を実施する場合（ただし、維持管理事業の一環として事業を実施する場合は除く。）
- (2) 換地又は交換分合を実施する場合
- (3) 市町村が、条例により法第96条の4において準用する法第36条第1項の規定による経費を賦課徴収する場合

5 交付の条件

- (1) 財産の処分制限

ア 実施要綱第9の4の(1)のイの(ア)により財産の処分を制限する財産は、次のとおりとする。

(ア) 不動産

(イ) (ア)に掲げるものの従物

(ウ) 1件当たり50万円以上の機械及び器具

(エ) 1件当たり50万円以上の物品

イ 交付事業者は、アに定める財産を交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、別記第25-1号様式の財産処分承認申請書を提出し、局長の承認を得るものとする。ただし、交付事業者が交付金等の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数(10年を限度とする。)を経過した場合には、この限りではない。

ウ 局長は、イについて承認又は不承認するときには、別記第25-2号様式で交付事業者に通知するものとする。

エ 交付事業者は、交付対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、交付対象事業により取得した残存物件(当該事業の遂行の手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件をいう。)を処分しようとするときには、別記第26-1号様式の残存物件処分承認申請書に関係書類を添えて、局長に承認の申請を行うものとする。

オ 局長は、エについて承認又は不承認するときには、別記第26-2号様式で交付事業者に通知するものとする。

(2) 事業着手届

実施要綱第9の4の(1)のエの(イ)に定める事業着手届は、別記第27号様式によるものとする。

6 実績報告に添付する関係書類

道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第28号様式の交付事業遂行計画書を添付するものとする。

7 個別事業における特例

(1) 工事の完成等

ア 交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式(総合政策部)(平成25年3月29日告示第10328-3号。以下「総政第〇号様式」という。)第27号様式の工事完成届に関係書類を添えて、局長に提出するものとする。

イ 局長は、アの規定による工事完成届を受理したときは、交付規則第13条第2項の規定により、北海道請負工事検査要領(昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達)、農政部所管工事検査方法書(昭和46年8月6日付け改一第417号農地開拓部長通達)を準用して建設工事の検査を行うものとし、検査結果については「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)(以下「標準様式」という。))」に定める第14号様式で明らかにするものとする。

(2) 事業の検査

局長は、交付規則第4条の規定(実績に基づき、交付金の交付の申請があった場合に限る。)又は交付規則第15条の規定により現地調査を実施するときには農業農村整備事業等事務検査要領(平成8年4月1日付け土指第4号農政部長通達)に準じ、別記第29号様式の事務検査調書によりこれを行うものとする。

(3) 帳簿及び書類の備付け

交付事業者は、交付規則第22条の規定により、次の帳簿及び書類を備えなければならない。

ア 法令等の許認可に関する書類

イ 交付申請書(設計図書を含む。)及び交付金交付に関する書類

ウ 契約書、承諾書、調査成果品等の事業実施に関する書類

エ 受益者の負担に関する書類

オ 会計に関する書類

カ 用地買収、補償等に関する書類

キ 取得財産台帳(総政第63号様式)、その他必要な帳簿及び書類

(4) 工事雑費

ア 工事雑費は、交付対象事業施行のため直接必要な現場事務所等の経費であって、附表に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

また、工事雑費の額は、工事費の3.5パーセントの範囲内において必要な額とする。

イ 工事雑費での備品の購入については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 交付事業者は、事業の実施に必要なもので1件20万円以上の備品を購入しようとする

るときには、別記第30-1号様式の備品購入承認申請書を提出し、局長の承認を受けるものとする。ただし、この場合には、大蔵省令に基づき計算した償却額を損料として交付対象とし、各年度の交付対象経費は交付対象事業に要した月数分とする。

各年度の交付対象経費＝各年度の損料×交付対象事業に要した月数／12
 ただし、交付対象事業の着手日及び完了日が月の途中である場合には、それぞれ1か月として切り上げるものとする。

- (イ) 局長は、(ア)において承認又は不承認するときには、別記第30-2号様式で交付事業者に通知するものとする。
- (ウ) 交付事業者は、局長の承認のあった備品を購入したときには、速やかに別記第30-3号様式の損料報告書により報告するものとする。
- なお、損料の計算方法は、交付事業者が次の定率法又は定額法のいずれかを選択するものとし、償却率及び残存価格は大蔵省令の定めるところによるものとする。

a 定率法
 (a) 初年度
 取得価格×償却率
 (b) 次年度以降
 (取得価格－前年までの償却額累計)×償却率

b 定額法
 (取得価格－残存価格)
 ×償却率

- ウ イの(イ)で承認を受けた交付事業者は、次年度以降において、当該備品を他の農業農村整備事業又は地域づくり推進事業（地域産業基盤整備事業・小規模土地改良事業）の他地区における交付対象経費に変更する場合には、別記第30-4号様式の備品に関する交付対象地区変更承認申請書を提出して局長の承認を受けるものとする。
- エ 局長は、ウを承認又は不承認するときには、別記第30-5号様式で交付事業者に通知するものとする。

第2 小規模林道整備事業（実施要綱第3の3、第4の3、第5の3、第7の3、第8、第9の4、第12関係）

1 交付対象事業及び交付対象者

交付金の交付の対象となる事業の区分及び対象となる者は、次のとおりとする。

区分（交付対象事業）			交付対象者
小規模林業 地域整備事業	経営林道整備事業		市町村、森林組合
	山村活性化小規模基盤整備事業		市町村
	林道周辺環境 整備事業	林道周辺整備事業	市町村、森林組合
		環境改良事業	市町村、森林組合
生産林道整備事業			市町村、森林組合

2 交付対象経費

交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。

(1) 小規模林業地域整備事業

ア 経営林道整備事業

経営林道（利用区域30ヘクタール以上で、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）による自動車道の規格・構造を有するもの）の開設又は改良に要する経費（本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事務雑費）

イ 山村活性化小規模基盤整備事業

小規模な生活環境や保健休養施設の整備に要する経費（本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事務雑費）

ウ 林道周辺環境整備事業

森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良に要する経費（本工事費、工事雑費、事務雑費）で、次に該当するもの

(ア) 林道周辺整備事業

既設林道の安全通行確保を目的とした施設整備

- (イ) 環境改良事業
間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物（木製土留、木柵等）の改良
- (2) 生産林道整備事業
生産林道の整備に要する経費（本工事費、工事雑費、事務雑費）で、利用区域において5年以内に次のうちいずれか1つ以上の施業の計画があるもの
- ア 伐採量 1,000立方メートル以上
イ 人工造林面積 10ヘクタール以上
ウ 人工林間伐面積 10ヘクタール以上
エ 延べ保育面積 50ヘクタール以上

3 交付金の限度額

実施要綱第5の3の(2)のアに定める交付金の限度額は、次のとおりとする。

交付金の交付の対象となる事業			交付金の額		
			上限額	下限額	
				市町村実施	森林組合実施
小規模 林業地域 整備事業	経営林道整備事業		—	500万円	10万円
	山村活性化小規模基盤整備事業		—	500万円	—
	林道周辺 環境整備 事業	林道周辺整備事業	1,200万円	500万円	10万円
		環境改良事業	100万円	50万円	10万円
生産林道整備事業			—	500万円	10万円

4 事業計画に添付する関係書類

- (1) 交付申請者は、別記第31号様式の事業計画概要書を1部作成の上、別に指示する日までに局長に提出するものとする。
なお、森林組合が事業実施者である場合は、事業実施予定箇所の市町村長を経由して提出するものとする。
- (2) 小規模林業地域整備事業を実施しようとする者は、次の書類を別に指示する日までに局長に提出するものとする。
- ア 計画路線実態調書又は計画施設実態調書
イ 計画路線写真帳又は計画施設写真帳
ウ 位置図（縮尺5万分の1）
エ 森林施業図（縮尺5千分の1）
オ 計画路線全体計画書
カ 土地使用承諾書の写し
キ 林道台帳の写し
ク その他局長が指示する書類
- (3) 生産林道整備事業を実施しようとする者は、次の書類を別に指示する日までに局長に提出するものとする。
- ア 生産林道整備事業予定計画書（別記第32号様式）
イ 位置図（縮尺5万分の1）
ウ 森林施業図（縮尺5千分の1）
エ その他局長が指示する書類
- (4) 局長は、計画の適否及び予算の配分状況を勘案の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付申請者に交付の内示を行うものとする。
この場合において、交付申請者が森林組合である場合は、局長は採択事業の実施予定箇所の市町村長あてに、この内示の写しを添えて通知するものとする。

5 交付申請書に添付する関係書類

- (1) 交付申請者は、維持管理規程又はその案を交付申請書に1部添付するものとし、当該維持管理規程又はその案には、原則として次の事項を記載するものとする。
- ア 目的又は趣旨
イ 管理の責任者に関すること
ウ 林道台帳の整備、内容変更の記録等に関すること
エ 積載量、運行速度、一時使用禁止等利用制限に関すること

- オ 構造物の破損等損害賠償に関すること
 - カ 使用料を徴収する場合の徴収額の基準等に関すること
 - キ 標柱、指導標、警戒標等の設置に関すること
- (2) 交付申請者は、次により作成した実施設計書及び図面を交付申請書に1部添付するものとする。
- ア 小規模林業地域整備事業に係る設計図書の作成に当たっては、知事の定める労務費資材単価並びに歩掛及び林道事業設計指針に基づいて行うものとする。
 - イ 生産林道整備事業に係る設計図書の作成に当たっては、「造林事業に付帯する作業道等実施基準」(平成18年4月19日付け森整第98号)に基づいて行うものとする。

6 交付の条件

- (1) 財産の処分制限
- 実施要綱第9の4の(2)のイの(ア)により財産の処分を制限する財産は、次のとおりとする。
- ア 不動産
 - イ アに掲げるものの従物
 - ウ 1件当たり50万円以上の機械及び器具
- (2) 事業着手届
- 実施要綱第9の4の(2)のエに定める事業着手届は、別記第33号様式によるものとする。

7 個別事業における特例

- (1) 工事の完成等
- ア 交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに総政第27号様式の工事完成届に次の書類を添えて局長に提出するものとする。
 - (ア) 工事完成検査調書の写し
 - (イ) 完成設計図書
 - イ 局長は、アの規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について(平成15年5月16日付け水林総第683号水産林務部長通達)に準じ、工事完成検査を行うものとする。
- (2) 財産の維持管理
- ア 小規模林業地域整備事業により取得した林道又は施設の維持管理については原則として交付事業者が管理方法を定め、自ら管理しなければならない。ただし、当該林道又は施設の管理を他の市町村又は森林組合若しくは北海道森林組合連合会に委ねることが適当であるときにはこの限りではない。
 - イ アのただし書の場合にあっては、交付事業者は次の書類を添付して局長に報告するものとする。
 - (ア) 変更理由書
 - (イ) 指定した管理者の同意書
 - (ウ) 指定した管理者の維持管理規定又はその案
 - ウ 小規模林業地域整備事業により取得した林道又は施設の管理者は、別に定める林道台帳等を整備し、永久に保存するものとする。
なお、記載事項に異動が生じた場合には、その状況、経過を明示しておくものとする。
 - エ 生産林道整備事業により取得した生産林道は、交付事業者が善良な管理者としての注意をもって管理するとともに、別記第34号様式の生産林道整理簿を整備し、5年間保存するものとする。

第3 小規模治山事業(実施要綱第3の3、第4の3、第7の3、第9の4、第12関係)

1 交付対象事業等

- (1) 交付金の交付の対象となる事業は、1箇所の事業費が1,000万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるもの
 - イ 農地2ha未満に被害を与え、又は与えると認められるもの
- (2) 次のいずれかに該当する場合にあっては、採択しないものとする。
- ア 森林経営上の不当行為に起因するもの
 - イ 鉱石又は土石の採取、捨土、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくものであって、その責任が明らかなもの
 - ウ 工事の費用に比して、その経済効果の著しく小さいもの
 - エ 明らかに、他の事業において維持管理する必要のあるもの

2 交付対象経費

交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。

なお、それぞれの経費については、委託費、工事雑費、事務雑費を含めるものとする。

- (1) 山腹工事

小規模な崩壊箇所や崩壊の兆しがある箇所に施行する土留工、法切工等に要する経費

(2) 溪間工事

溪流からの土砂流出を抑制するためのダム工、流路工等に要する経費

(3) 森林整備工事

荒廃した林地を復旧するための植栽工、保育等に要する経費

3 事業計画に添付する関係書類

(1) 市町村長が交付金の交付を受けようとするときは、別に指示する日まで、別記第35号様式の地域づくり推進事業（地域産業基盤整備事業・小規模治山事業）計画書を作成し、局長に提出するものとする。

(2) 局長は、(1)の事業計画書を受理したときは、その計画内容について審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(3) 局長は、交付金の交付が適当と認める場合、当該交付事業に係る交付予定額等を交付事業者に内示するものとする。

4 交付申請書に添付する関係書類

交付申請者は、設計図書を交付申請書に1部添付するものとする。

5 交付の条件

(1) 財産の処分制限

実施要綱第9の4の(3)のイにより財産の処分を制限する財産は、次のとおりとする。

ア 営繕施設

イ 車両

ウ 1件当たり50万円以上の機械及び器具

(2) 事業着手届

実施要綱第9の4の(3)のエの(ア)に定める事業着手届は、別記第36号様式によるものとする。

(3) 標識の設置

実施要綱第9の4の(3)のエの(イ)の標識は、次の事項を記載するものとし、交付対象事業により実施した工事目的物の見やすい場所に表示するものとする。

ア 事業名（交付金により実施している事業であることを明示すること。）

イ 市町村名

ウ 注意事項等

6 個別事業における特例

(1) 工事の完成等

ア 交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに総政第27号様式の工事完成届に係る書類を添えて局長に提出するものとする。

イ 局長は、(1)の規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について（平成15年5月16日付け水林総第683号水産林務部長通達）に準じ、工事完成検査を行うものとする。

(2) 設計及び積算

ア 交付事業の設計については、災害の原因、崩壊地の状況、地形、地質等を詳細に検討し、治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号）に基づき行うものとする。

イ 事業費の積算は、森林整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野治第138号）により行い、工事雑費及び事務雑費の積算はそれぞれ次によるものとする。

(ア) 工事雑費

工事費（工事雑費を除く。）に1,000分の15を乗じて得た額の範囲内とする。

(イ) 事務雑費

工事費に1,000分の30を乗じて得た額の範囲内とする。

(3) 帳簿及び書類

ア 交付事業者は、次に掲げる帳簿及び書類を備えるものとする。

(ア) 収入及び支出を記載した書類及び帳簿

(イ) 物品購入簿及び受払簿

(ウ) 使役簿

(エ) 工事の実施状況写真

(オ) 工事監督員記録簿

(カ) 事業台帳（別記第37号様式）

(キ) 営繕施設簿（別記第38号様式）（該当する場合のみ必要とする。）

(ク) 機械器具簿（別記第39号様式）（該当する場合のみ必要とする。）

(ケ) その他事業の施工上、必要な書類

イ 交付事業者は、当該交付事業が完了した後、速やかに当該年度に係るアの(カ)～(ク)のそれぞれの帳簿の写しを局長に提出しなければならない。

(4) 施設の維持管理

- ア 交付事業者は、当該交付事業によって設置された施設がその目的に従って維持され、かつ、機能を発揮するよう当該施設の管理方法を定め、その施設を管理するものとする。
- イ 交付事業者は、アの施設が、災害その他の事由によってき損、又は滅失したときは、局長に、その状況又はそれに対して措置した内容等を遅滞なく報告するものとする。
- ウ 局長は、前項の報告があったときは、速やかに現地調査を行い、必要に応じ、その内容について「民有林治山事業関係災害報告の取り扱い方針について」（平成3年2月27日付け治山第1271号）に準じて知事に報告するとともに、その対策について協議するものとする。

第4 船揚場整備事業（実施要綱第3の3、第4の3、第7の3、第9の4、第12関係）

1 交付対象事業

交付金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

(1) 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、漁業協同組合とする。

ただし、漁業協同組合が実施主体となる事業については、市町村が補助事業者の場合に限る。

(2) 対象事業等

ア 事業種目及び事業内容は、次の表に掲げるとおりとする。

事業種目	事業内容
漁船保全施設	斜路、巻き上げ機、スベリ等
附帯施設	波除堤、機械庫等
その他	局長が特に必要と認める施設

イ (1)の事業の実施については、次の点に留意するものとする。

(ア) 単独の浚渫については、交付対象事業から除くものとする。

(イ) 事業の実施基準については、別に定める「漁港施設設計要領」によるもののほか、次のとおりとする。

a 斜路の標準勾配は、原則として1/6～1/10とし、船型は3トン未満船を対象とする。

b 巻き上げ機の標準能力は、原則として10馬力とし、漁船規模は3トン未満とする。

(3) 事業対象地区等

ア 原則として、漁港区域外の地区とする。ただし、漁港区域内であっても、他の制度による実施が困難で、かつ、緊急を要する施設整備など局長が特に認める事業を実施する場合は、この限りではない。

イ 受益漁家数は、原則5戸以上20戸未満とする。

2 交付対象経費

(1) 交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。

ア 漁船保全施設の整備

斜路、巻き上げ機、スベリ等の新設、増設及び改良に要する経費

イ 附帯施設の整備

波除堤、機械庫等の新設、増設及び改良に要する経費

ウ その他局長が特に必要と認める施設の整備

(2) 対象事業の考え方

ア 施設設置に伴う許認可事務に要する経費は、事業費に含めるものとする。

イ (1)における「新設、増設及び改良」の考え方は次のとおりとする。

(ア) 新設

新たに工作物を設置し、又は新たに機械器具等を設置するもの（既存施設の耐用年数の概ね2分の1を過ぎているものであって、当該施設等の能力が1.3倍以上になる更新を含む。）

(イ) 増設

既存の施設と異なる位置にこれと同目的の施設を一体的に新設するもの

(ウ) 改良

通常の維持管理では行い得ない土木的事业であって、機能の向上が見込まれるもの（単に原型復旧のものは除く。）

3 事業計画に添付する関係書類

実施計画書の作成及び取扱いはおりのとおりとする。

(1) 事業実施計画の作成

ア 交付申請者は、単年度の事業計画書（総政第72号様式及び別記第40号様式）により事業ごとに作成し、別に指示する日までに局長に提出するものとする。

イ 特別な事由により分割継続事業として実施するときは、別に全体事業計画書（別記第41号様式）を作成の上、事業計画書に添付するものとする。

ウ 交付申請者は、事業計画書を作成するときは、必要に応じて、振興局建設管理部の助言を受けるものとする。

(2) 事業実施計画の承認

局長は、交付申請者から事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、本事業の目的に適合すると認めたときは、交付金交付予定額及び総政第44号様式の地域づくり総合交付金交付申請書の提出期日を当該交付申請者に通知する。

(3) 事業実施計画の承認基準

事業実施計画の承認に当たっては、次の事項等を基本にするとともに、事業の緊急性を考慮するものとする。

ア 漁港施設整備等と有機的な連携の下に相乗効果を高め、地域における生産基盤の総合的な整備が期待できるもの。

イ 漁船保全施設等の機能を高め漁港施設整備等の国庫補助事業につながるもの。

ウ 国又は道の他の補助事業の採択基準を満たさない、小規模で集落単位の生産基盤整備を実施するもの。

4 交付の条件

実施要綱第9の4の(4)のエに定める事業着手届は、別記第42号様式によるものとする。

5 個別事業における特例

(1) 交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに総政第27号様式の工事完成届に係る書類を添えて局長に提出するものとする。

(2) 局長は、(1)の規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について（平成15年5月16日付け水林総第683号水産林務部長通達）に準じ、工事完成検査を行うものとする。

なお、あらかじめ指定した職員に当該工事を検査させる場合にあつては、当該職員に別記第43号様式の検査調書を作成させるものとする。

附表（実施要綱別紙３ 第１の７関係）

工 事 雑 費 使 途 基 準

区 分	説 明
報酬	用地買収、土地物件等の評価及び登記の事務を処理するための報酬とする。
賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員）に対する賃金とする。
共済費 社会保険料	前項の区分から賃金が支弁される者に対する事業主負担の保険料とする。
報償費	用地買収及び補償における立会人の謝金等とする。
需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水料 修繕料	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他の消耗品費とする。 庁用燃料、自動車等の燃料費とする。 図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。 電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。 庁用器具類、自動車等の修繕料とする。
役務費 通信運搬費 広告料 手数料 筆耕翻訳料 自動車損害保険料	郵便料、電信電話料、運搬費等とする。 用地買収交渉、補償交渉等事業遂行上特に必要と認められる場合の広告料とする。 土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。 設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。 自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
委託料	測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び 賃 借 料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費 庁用器具費 機械器具費	庁用器具類の購入費とする。 自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。
公課費 自動車従量税	交付事業で取得した自動車（乗用車を除く。）に限るものとする。

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙 4

エゾシカ緊急対策事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第3の4、第4の4、第5の4、第6の3関係）

1 対象事業	市町村が策定する「鳥獣被害防止計画」（以下、「計画」という。）に基づき、市町村又はエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等が実施するエゾシカ捕獲事業であって、事業実施年度中に着手、完了した事業（計画の未策定の市町村にあっては、事業実施年度の12月31日までに計画を策定する場合は対象とする。）を交付対象とする。 ただし、農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金等の国の交付金等の交付を受ける事業については、原則として交付の対象外とする。
2 対象経費	(1) 賃金（捕獲事業に従事するものに限る。） (2) 報償費（ガイドハンター手当のほか、捕獲奨励金は市町村が定めている額を限度とする。） (3) 委託料（猟友会又は認定鳥獣捕獲等事業者への駆除契約） (4) 使用料（スノーモービル、無線機借上等） (5) 車輛燃料費（対象鳥獣捕獲員の捕獲従事用等） (6) 残滓ステーション購入費 (7) くくりわな購入費 (8) 技術講習会経費（くくりわなに関する講師謝金、旅費に限る。） (9) 捕獲物処理費（くくりわなに係る止めさしに限る。） (10) 残滓運搬料 (11) 残滓処理料 (12) 既設囲いわなの移設に係る経費 (13) その他局長が特に必要と認める経費
3 上 限 額	当該年度に要した交付対象経費の合計額に100分の20を乗じて得た額
4 交付金額	次の(1)と(2)により算定した額の合計額に2分の1を乗じて得た額 (1) 基本交付額 $A \times \alpha \times 0.2$ A：事業実施年度捕獲目標数（市町村予算（一般財源に限る。）により捕獲を予定するエゾシカの頭数） α：環境生活部長が別に定める単価 (2) 追加交付額 $(B - C) \times \alpha$ B：事業実施年度捕獲実績数 C：事業実施前年度捕獲実績数（前年度に捕獲実績のない交付対象者は、事業実施年度捕獲目標数）

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙5

集落維持・活性化促進事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第3の5、第4の5、第5の5、第6の4、第7の5、第12の6関係）

第1 交付対象事業、交付対象経費等

1 集落デマンド交通導入事業（ハード系事業及びソフト系事業）

(1) ハード系事業

ア 交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のために実施するデマンド交通導入のための設備整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

なお、「デマンド交通」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、利用者の需要に応じて運行するものをいう（身体障がい者等に限定した福祉有償運送を除く。以下同じ。）。

イ 交付対象経費

交付対象経費は、次の経費とする。

(ア) デマンド交通事業の実施に必要な車輛購入費（乗車定員10人以下の車両に限る。）

(イ) 配車システム導入経費（利用者情報等の管理や利用者の予約情報等を車両へ伝達するための情報関連機器、ソフトウェア等の購入経費をいう。）

ウ 実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ア) 市町村、一部事務組合及び広域連合

(イ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ 交付金の算定方法

ウの(イ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

オ その他

実施主体が、デマンド交通の導入のため、同一年度に複数の設備を整備する場合は、それらをまとめて1件とみなす。

(2) ソフト系事業

ア 交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のため、デマンド交通を新たに実施する事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

イ 交付対象経費

交付対象経費は、デマンド交通を運営するために必要な次の経費とする。

(ア) 備品購入費

(イ) 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）

(ウ) 需用費（食糧費及び交際費を除く。）

(エ) 役務費

(オ) 使用料及び賃借料

(カ) 委託費

ウ 実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ア) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等

(イ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ 交付金の算定方法

(ア) 事業実施に当たり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には、交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。

(イ) ウの(イ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

(ウ) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

オ 継続事業の取扱い

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は3か年度とする。

カ 交付金の限度額の特例

ウの(イ)が実施主体となる市町村が補助する事業における限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

キ その他

実施主体が、複数の集落を対象に一体的にデマンド交通を運営する場合については、それらをまとめて1件とみなす。

2 集落巡回販売（買物支援）事業（ハード系事業及びソフト系事業）

(1) ハード系事業

ア 交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のために実施する移動販売のための設備整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

なお、「移動販売」とは、集落を巡回し、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売を行う形態（特定の販売品目のみの販売や特定世帯、施設に訪問しての販売を除く。）のものをいう（以下同じ。）。

イ 交付対象経費

交付対象経費は、移動販売の実施に必要な車両を購入する経費とする。

ウ 実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ア) 市町村、一部事務組合及び広域連合

(イ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ 交付金の算定方法

ウの(イ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

オ その他

実施主体が、移動販売を実施するため、同一年度に複数の車両を購入する場合は、それらをまとめて1件とみなす。

(2) ソフト系事業

ア 交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のため、移動販売を新たに実施する事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

イ 交付対象経費

交付対象経費は、移動販売事業の運営に必要な次の経費とする。

(ア) 備品購入費

(イ) 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）

(ウ) 需用費（食糧費及び交際費を除く。）

(エ) 役務費

(オ) 使用料及び賃借料

(カ) 委託費

ウ 実施主体

事業の実施主体は、次の者とする。

(ア) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等

(イ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）

エ 交付金の算定方法

(ア) 事業実施に当たり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には、交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。

(イ) ウの(イ)が実施主体となる市町村が補助する事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

(ウ) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

オ 継続事業の取扱い

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は3か年度とする。

カ 交付金の限度額の特例

ウの(イ)が実施主体となる市町村が補助する事業における限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

キ その他

複数の集落を対象に一体的に移動販売を運営する場合については、それらをまとめて1件とみなす。

3 集落空き家・空き店舗活用促進事業（ハード系事業のみ）

(1) 交付対象事業

交付対象事業は、集落の課題解決のため、空き家、空き店舗等を活用する次のいずれかに該当する事業のうち、局長が特に必要と認める事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

ア 1の(2)に定める事業の事務所等として整備する事業

イ 2の(2)に定める事業の事務所等として整備する事業

ウ 4の(1)に定める事業を実施するための施設として整備する事業

エ 集落支援員又は地域おこし協力隊の詰所として整備する事業

オ その他公の施設として整備する事業

(2) 交付対象経費

交付対象経費は、次の経費（実施要綱第4の1の(1)に定める対象外経費を除く。）とする。

ア 空き家、空き店舗等の購入経費

イ (1)で規定する事業を実施する施設として使用するため、空き家、空き店舗等を改修又は補修する事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業であって、初回の改修又は補修に限る。）

(3) 実施主体

事業の実施主体は、市町村、一部事務組合及び広域連合とする。

(4) 交付金の算定方法

過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。

(5) 継続事業の取扱い

事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。

(6) 交付金の限度額の特例

交付金の限度額は次のとおりとする。

ア 上限額

1,000万円（集合住宅は、2,000万円）

イ 下限額

50万円

(7) その他

1施設ごとに(2)のア及びイに該当する経費を合算し、1件として取り扱う。

4 公設民営施設整備事業（ハード系事業のみ）

(1) 交付対象事業

交付対象事業は、事業の取りやめにより、当該集落地域に住民生活の維持に必要な民間事業者が存在しない場合に、市町村所有の建物において、撤退した民間事業者が行っていた事業を他の民間事業者を実施させるために行う店舗等の整備事業（国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）とする。

(2) 交付対象経費

交付対象経費は、次の経費（実施要綱第4の1の(1)に定める対象外経費を除く。）とする。

ア 撤退した商店等の空き店舗の購入経費

イ (1)で規定する事業を実施する施設として使用するための空き店舗等の改修又は補修経費

- (3) 実施主体
事業の実施主体は、市町村、一部事務組合及び広域連合とする。
- (4) 交付金の算定方法
過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付することとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
- (5) 継続事業の取扱い
事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。

5 その他集落対策事業（ソフト系事業のみ）

- (1) その他集落の維持・活性化に資する事業
 - ア 交付対象事業
集落の課題解決のために実施する次の事業のうち、局長が特に認める事業（国又は道その他の補助金等の交付対象となる事業を除く。）
 - (ア) 集落対策行動計画策定事業
交付対象事業は、「北海道における集落対策の方向性」に基づく「行動計画」を策定する事業とする。
 - (イ) 買物困難地域における店舗の運営
交付対象事業は、高齢者等が徒歩で外出し、買い物を行うことが困難であると局長が認める地域において、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を複数の高齢者等を対象に販売する店舗の運営とする（特定の販売品目のみを販売する店舗や特定世帯、特定施設のみを対象として販売する店舗を運営する事業を除く。）。
 - (ウ) 高齢者サロン、集会場、葬儀場の運営
 - (エ) 冬季集住用施設（体験用施設に限る。）の運営
 - (オ) 集落の課題解決に資する事業で局長が特に必要と認める事業
 - イ 交付対象経費
 - (ア) アの(ア)に該当する事業
交付対象経費は、交付対象事業に要する経費（実施要綱第4の1の(2)に定める対象外経費を除く。）とする。
 - (イ) アの(イ)から(オ)までに該当する事業
交付対象経費は、アの(イ)から(オ)までに定める事業の実施に必要な次の経費とする。
 - a 備品購入費
 - b 賃金（本事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る。）
 - c 需用費（食糧費及び交際費を除く。）
 - d 役務費
 - e 使用料及び賃借料
 - f 委託費
 - ウ 実施主体
 - (ア) アの(ア)に該当する事業の実施主体は、市町村とする。
 - (イ) アの(イ)から(オ)に該当する事業の実施主体は、次の者とする。
 - a 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等
 - b 非営利団体のうち、局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る。）
 - エ 交付金の算定方法
 - (ア) 事業実施にあたり料金、負担金等（利用者が負担するものに限る。）の収入がある場合には、交付対象経費から当該収入の額を控除して交付金額を算定するものとする。
 - (イ) ウの(イ)のbが実施主体となる事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。
 - (ウ) 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付することとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
 - オ 継続事業の取扱い
継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事

業を含む。)については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。
ただし、同一の集落を対象に継続して交付できる期間は3か年度とする。

カ 交付金の限度額の特例

ウの(イ)のbが実施主体となる事業における限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。

キ その他

複数の集落を対象に一体的に事業を実施する場合については、それらをまとめて1件とみなす。

(2) その他イベント開催、調査研究事業等

ア 交付対象者

(ア) 市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数市町村で構成する協議会等

(イ) 非営利団体のうち、局長が適当と認める者

イ 交付対象事業

交付対象事業は、集落における課題解決に資する事業のうち、実施要綱第3の1の(2)のアに定める事業（同イに定める対象外事業を除く。）とする。

ウ 交付対象経費

交付対象経費は、交付対象事業に要する経費（実施要綱第4の1の(2)に定める対象外経費を除く。）とする。

エ 交付金の限度額

実施要綱第5の1の(2)のア及びイの規定を適用する。ただし、アの(イ)に交付する場合は、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)における局長が適当と認める者の規定を適用する。

オ 交付金額の算定

実施要綱第6の1の(2)の規定を適用する

カ 継続事業の取扱い

実施要綱第12の2の(1)のイの規定を適用する。

第2 事業計画の提出（実施要綱第7の5関係）

実施要綱第7の5に定める関係書類は、次のとおりとする。

1 デマンド交通導入事業

(1) ハード系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）

(2) ソフト系事業

集落維持・活性化促進事業（デマンド交通導入事業）実施概要書（別記第44号様式）

2 集落巡回販売（買物支援）事業

(1) ハード系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）

(2) ソフト系事業

集落維持・活性化促進事業（集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書（別記第45号様式）

3 集落空き家・空き店舗活用促進事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）

4 公設民営施設整備事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第1号様式）

5 その他集落対策事業

(1) その他集落の維持・活性化に資する事業

集落維持・活性化促進事業（その他集落対策事業）実施概要書（別記第46号様式）

(2) その他イベント開催、調査研究事業等

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第2号様式）

第3 交付申請及び実績報告（実施要綱第8及び第11関係）

事業告示で示す交付申請書及び実績報告書に添付すべき関係書類の別に指示する様式は、次のとおりとする。

1 デマンド交通導入事業（ソフト系事業）

集落維持・活性化促進事業（デマンド交通導入事業）実施概要書（別記第44号様式）

2 集落巡回販売（買物支援）事業（ソフト系事業）

集落維持・活性化促進事業（集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書（別記第45号様式）

3 その他集落対策事業（その他集落の維持・活性化に資する事業）

集落維持・活性化促進事業（その他集落対策事業）実施概要書（別記第46号様式）

第4 交付対象事業の採択

交付対象事業は、優先的に採択する事業として取り扱うものとする。なお、交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立状況等財政状況についても考慮するものとする。

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙6

デジタルチャレンジ推進事業に係る交付対象事業等（実施要綱第3の6、第4の6、第7の6、第8、第11関係）

第1 交付対象事業

交付対象事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地域課題の解決を目的として、AIやIoT等のデジタル技術を活用し、新規性のある実証を行うもの。
- (2) 事業で作成、取得したデータ、報告書等をオープンデータとして広く公開し、新たな活用事例の提案や費用対効果の検証を交付事業者が行うもの。
- (3) 北海道内の市町村で実証を行うもの。
- (4) 北海道内の他の地域に横展開できる取組であるもの。
- (5) 国の補助事業で実施できないもの。

第2 交付対象経費

交付対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次のものとする。

経費区分	経費の内容
賃金	本事業のために臨時に雇用する者への人件費など（但し、既存の職員など交付事業者の恒常的職員の経費に該当するものを除く。） ※作業日報、雇用関係書類等の実績と経費が分かる書類を作成すること
報償費	講師や外部人材等への謝金など
旅費	交通費、宿泊費 ※社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る
需用費	会議費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など
役務費	通信運搬費（電気代・インターネット利用料金を除く）、広告費、保険料、手数料など
委託費	交付事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託する場合の経費 ※委託内容、金額が明記された契約書を締結し、委託する側である交付事業者に成果物等が帰属するものに限る
使用料及び賃借費	会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料、リース、レンタル料など
原材料費	研究開発や試作品の製作、サービスの試行、実証実験を行うために必要な材料や副資材の購入に要する経費
備品購入費	研究開発や試作品の製作、サービスの試行、実証実験等を行うために必要な機器、設備類等の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ※受払簿を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作、開発等の途中で発生した仕損じ品やテストピース等を保管すること ※事業終了後も事業者が継続使用する備品については、その耐用年数における1年分の費用 ※汎用性が高く、使用目的が特定できないものを除く
その他	その他、局長が特に必要と認める経費
対象外経費	営利を目的とした取組に係る経費、企業や個人の資産形成につながる費用 交付事業者の経常経費等、事業の実施に直接必要となる経費以外の経費 国又は道から別に補助又は委託を受けている事業に要する経費

※備品購入費は、補助対象経費総額の2分の1を限度とする。

※国、地方公共団体その他公的団体等からの補助金等の交付又は経費の負担（当該交付事業を実施するコンソーシアムの構成員となる市町村からの経費の負担を除く）を受けていないこと。

第3 事業計画に添付する関係書類

実施要綱第7の7に定める関係書類は、次のとおりとする。

- (1) デジタルチャレンジ推進事業 事業実施概要書（別記第49号様式）
- (2) 事業工程表（別記第50号様式）
- (3) 収支予算書（別記第51号様式）
- (4) 団体の目的等についての確認書（別記第52号様式）
- (5) コンソーシアム協定書（案）・コンソーシアム協定書第7号に基づく協定書・委任状（別記第53号様式）
- (6) 誓約書（別記第54号様式）
- (7) 団体等の定款または規約等の写し（民間事業者のみ）
- (8) その他事業の参考となる資料等

第4 交付申請及び実績報告

事業告示で示す交付申請書及び実績報告に添付すべき関係書類は、次のとおりとする。

1 交付申請

- (1) デジタルチャレンジ推進事業 事業実施概要書（別記第49号様式）
- (2) 事業工程表（別記第50号様式）
- (3) 収支予算書（別記第51号様式）
- (4) 団体の目的等についての確認書（別記第52号様式）
- (5) コンソーシアム協定書（案）・コンソーシアム協定書第7号に基づく協定書・委任状（別記第53号様式）
- (6) 誓約書（別記第54号様式）
- (7) 団体等の定款または規約等の写し（民間事業者のみ）
- (8) その他事業の参考となる資料等

2 実績報告

- (1) デジタルチャレンジ推進事業 事業実施概要書（別記第49号様式）
- (2) 支払関係証拠書類（契約書の写し、領収書等）
- (3) 事業の全体像が分かる実績報告書及びその概要版

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙 7

水資源保全推進事業に係る交付対象事業等（実施要綱第3の7、第4の7、第6の7、第7の6）

第1 交付対象事業、交付対象経費

1 交付対象事業

交付対象事業は、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）に基づき知事が指定した水資源保全地域内の土地を交付対象者が取得し、公有地化を図る事業とする。

2 交付対象経費

交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する土地（その土地の上にある立竹木を含む）を購入する経費とする。ただし、次の各号の経費については、交付対象経費としない。

- (1) 事務費
- (2) 調査費及び測量費
- (3) その他局長が不相当と認める経費

第2 交付金の交付率、交付金の算定

1 交付金の交付率

- (1) 購入する土地が森林（森林法第2条第1項に定める森林をいう。）の場合
交付率：2分の1以内
- (2) 購入する土地が森林以外の場合
交付率：3分の1以内

2 交付金の算定

交付金の算定は、次の定めに基づき、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。

- (1) 購入する土地が森林の場合は、地域活性化事業債を満度に充当したと見なして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該事業債の額を控除した額の2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。
- (2) 購入する土地が森林以外の場合は、森林以外の土地の交付対象経費の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内とする。
- (3) 購入する土地が森林と森林以外の両方を含む場合にあっては、(1)により算定した額と、(2)により算定した額を合算した額の範囲内とする。
- (4) 購入する土地が複数地域とする場合は、(1)から(3)に基づき算定した額を合算した額の範囲内とする。
- (5) (1)から(4)により算定した額が、交付金額の上限額を超える場合は、上限額を交付金額とし、下限額に満たない場合は、交付しないものとする。
- (6) 交付対象事業に対する寄附金等がある場合は、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。

第3 事業計画に添付する関係書類

実施要綱第7の6に定める関係書類は、次のとおりとする。
水資源保全推進事業実施概要書（別紙第47号様式）